

昭島市障害者プラン（令和6年度～令和8年度）の策定について

1 計画策定の趣旨

市町村は、障害者福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、また、障害福祉サービスの提供等を円滑に実施するために、法に基づき、次の3つの計画を策定しなければならないものと定められています。

市町村障害者計画 (障害者基本法第11条)	障害者のための施策全般に関する基本的な計画
市町村障害福祉計画 (障害者総合支援法第88条)	障害福祉サービスの提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画
市町村障害児福祉計画 (児童福祉法第33条の20)	障害児通所支援等の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画

2 計画の位置づけ

区分	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
内容	障害者施策に関する基本的な計画	・障害福祉サービスの提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画 ・障害児通所支援等の提供体制の確保や支援の円滑な実施に関する計画
根拠法	障害者基本法第11条	・障害者総合福祉法第88条 ・児童福祉法第33条の20
都	東京都障害者計画 計画期間：令和6年度～令和8年度	東京都障害福祉計画 計画期間：令和6年度～令和8年度
市	昭島市障害者計画 計画期間：令和6年度～令和8年度	昭島市障害福祉計画・障害児福祉計画 計画期間：令和6年度～令和8年度

一体的に策定【計画期間：令和6年度～令和8年度】

3 国の指針の主な内容

基本指針：①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応

成果目標：①福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
- ⑦障害サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

4 策定スケジュール

区分	令和5年										令和6年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
障害者自立支援推進協議会					●		●	●			●		
計画策定	計画策定打合等	■											
	第1章～第3章	■											
	第4章～第5章					■							
	第6章～第7章						■						
	パブリック・コメント (市民説明会)									■			
	計画書編集・印刷・製本										■		

※障害者地域支援協議会には、適宜、情報提供等を行う。

5 計画書（冊子）について

概要版の作成は取りやめることとし、計画書には、音声コードを付けるものとする。

昭島市障害者プラン（令和6年度～令和8年度） 目次（案）

協議会 (予定)	目次構成
第1回	第1章 計画策定の背景・概要
	第1節 計画策定の趣旨と背景
	第2節 計画の性格・位置づけ
	第3節 計画の期間
	第2章 障害のある方を取り巻く状況
	第1節 障害のある方の状況
	第2節 通園・通学の状況
	第3節 就労の状況
	第4節 令和5年度末までに達成すべき成果目標の達成状況
	第5節 障害福祉サービス等の利用状況
	第3章 計画策定のための基礎調査結果等の概要
	第1節 基礎調査
第2節 障害福祉サービス事業所アンケート調査	
第3節 障害福祉団体アンケート調査	
第4節 アンケート調査に関するヒアリング結果	
第2回	第4章 計画の基本的な考え方
	第1節 基本理念
	第2節 基本的視点
	第3節 基本目標
	第4節 障害者総合支援法等による障害福祉サービス
	第5章 障害者計画における施策の展開
	第1節 とともに支え合う共生のまち
	第2節 子どもが健やかに育むまち
	第3節 自分らしく暮らせるまち
	第4節 安全・安心に暮らせるまち
	第6章 障害福祉サービス等の提供
	第1節 障害福祉計画における成果目標
第2節 障害児福祉計画における成果目標	
第3回	第3節 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）
	第7章 計画の推進に向けて

昭島市障害者プラン

昭島市障害者計画

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

【素案】

令和6年3月

昭島市

はじめに

後日作成予定

目次（案）

協議会 (予定)	目次構成	
第1回	第1章 計画策定の背景・概要	
	第1節 計画策定の趣旨と背景	
	第2節 計画の性格・位置づけ	
	第3節 計画の期間	
	第2章 障害のある方を取り巻く状況	
	第1節 障害のある方の状況	
	第2節 通園・通学の状況	
	第3節 就労の状況	
	第4節 令和5年度末までに達成すべき成果目標の達成状況	
第5節 障害福祉サービス等の利用状況		
第2回	第3章 計画策定のための基礎調査結果等の概要	
	第1節 基礎調査	
	第2節 障害福祉サービス事業所アンケート調査	
	第3節 障害福祉団体アンケート調査	
	第4節 アンケート調査に関するヒアリング結果	
	第3回	第4章 計画の基本的な考え方
		第1節 基本理念
		第2節 基本的視点
		第3節 基本目標
第4節 障害者総合支援法等による障害福祉サービス		
第5章 障害者計画における施策の展開		
第1節 とともに支え合う共生のまち		
第2節 子どもが健やかに育むまち		
第3節 自分らしく暮らせるまち		
第4節 安全・安心に暮らせるまち		
第3回	第6章 障害福祉サービス等の提供	
	第1節 障害福祉計画における成果目標	
	第2節 障害児福祉計画における成果目標	
	第3節 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）	
	第7章 計画の推進に向けて	

第1節 計画策定の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨

- ◇昭島市ではこれまで、障害のある方への総合計画ともいえる「昭島市障害者プラン（平成12年度）」を引き継ぐ計画として、「第1期昭島市障がい福祉計画（平成18年度～20年度）」を策定し、その後5期にわたる見直しを行い、計画的な障害福祉施策の推進に努めてきました。
- ◇現行の第6期計画は、令和5年度に計画期間が満了となることから、「昭島市障害者計画」、「第7期障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」の3計画を合わせて「昭島市障害者プラン（令和6年度～8年度）」として位置づけ、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、互いに支え合い、尊重し合うまちづくりを目指すとともに、障害のある方の生活状況や意向などの障害福祉サービスのニーズを受け止め、ライフステージ*ごとの切れ目のない包括的な支援体制の構築を目指し、地域の関係機関や団体、関係部署との連携・協働をこれまで以上に推進する中で、障害福祉施策の総合的かつ計画的な展開を図るため策定するものです。

2 計画策定の背景

- ◇わが国では、障害のある方もない方も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション*」の実現に向け、障害のある方の生活支援や自立と社会参加を促す施策が講じられてきました。
- ◇障害福祉制度については、平成15年度からの支援費制度*の導入、平成18年度からの障害者自立支援法の施行、平成25年度からの障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの提供体制が整備されました。
- ◇障害者権利条約の批准（平成26年1月）を契機として、一層、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指しています。
- ◇平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や国、地方公共団体及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた「障害者差別解消法」が施行されました。令和3年5月には、「障害者差別解消法」の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」として、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定めた「改正障害者差別解消法」が令和6年4月から施行されます。
- ◇障害のある方の地域生活や就労に関する支援の強化を図り、障害のある方が望む地域生活の実現のため、障害者総合支援法が改正されるとともに、障害のある児童を支援するためのニーズの多様化にきめ細かく対応するため、児童福祉法も併せて改正されました。

【主な制度改正】

○障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）

障害のある方の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある方の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある方の権利の実現のための措置等について定めている条約（障害者の権利に関する条約）で、平成26年1月22日に公布され、平成26年2月19日から効力が発生しました。なお、条約の締結に先立ち、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正など障害のある方の意見を踏まえた国内法令の整備やインクルーシブ教育システム構築に向けた環境の整備など、様々な準備を進めてきました。

○難病法の改正（平成26年5月制定・平成27年1月施行、令和5年10月施行、令和6年4月施行）

難病^{*}の患者に対する医療費助成制度に関して法定化することにより、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進などの措置を図るため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が改正・施行されました。

○精神保健福祉法の改正（平成25年6月改正・平成26年4月、平成28年4月施行、令和6年4月施行）

精神障害のある方の地域生活への移行（入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療へ）を促進するため、国において精神障害のある方の医療に関する指針の策定、精神障害のある方の治療に対する保護者制度の廃止や医療保護入院における入院手続等の見直しを図るため、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正・施行されました。

○障害者差別解消法の制定・施行（平成25年6月制定・平成28年4月施行、令和6年4月施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置として「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的な配慮^{*}の提供」の二点を定めており、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定・施行されました。

○障害者雇用促進法の改正（平成25年6月改正・平成25年6月、平成28年4月、平成30年4月、令和元年6月改正・令和元年6月、9月、令和2年4月施行、令和6年4月施行）

雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止及び障害のある方が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、障害のある方の雇用に関する状況に鑑み、精神障害のある方を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることを目的として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正・施行されました。また、令和元年の改正では、「週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に対する支援」として、民間事業者への給付制度や、障害者雇用に関する優良な事業主の認定制度が創設されました。

○障害者総合支援法の改正（平成28年6月改正・平成30年4月施行、令和5年4月施行、令和6年4月改正）

障害者総合支援法施行3年後の見直しを踏まえ、障害のある方が自らの望む地域生活を営む

ことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障害のある高齢者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うことなどを目的として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が改正・施行されました。

○**児童福祉法の改正**（平成28年6月改正・平成28年6月、平成30年4月施行、令和6年4月施行）

障害のある児童への支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、居宅訪問により児童発達支援を提供できるサービスの創設、医療的ケア^{*}を要する障害のある児童に対する支援やサービス提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画を策定することなどを目的として、「児童福祉法」が改正・施行されました。

○**発達障害者支援法の改正**（平成28年6月改正・平成28年8月施行）

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障害^{*}の早期発見と発達支援を行い、切れ目のない支援を行うとともに、発達障害のある方の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現することを目的として、「発達障害者支援法」が改正・施行されました。

○**医療的ケア児支援法の制定**（令和3年9月施行）

医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受け、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

【障害福祉制度の動き】

平成 16 年度	17	18	～	24	25	26	27	28	～	令和 3 年度	～	5 年度
障害者基本法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法												
障害者雇用促進法												
支援費制度		障害者自立支援法			障害者総合支援法							
発達障害者支援法												
児童福祉法（通所施設一元化等による改正より）												
障害者虐待防止法												
障害者優先調達推進法												
障害者権利条約批准												
難病法												
障害者差別解消法												
医療的ケア児支援												

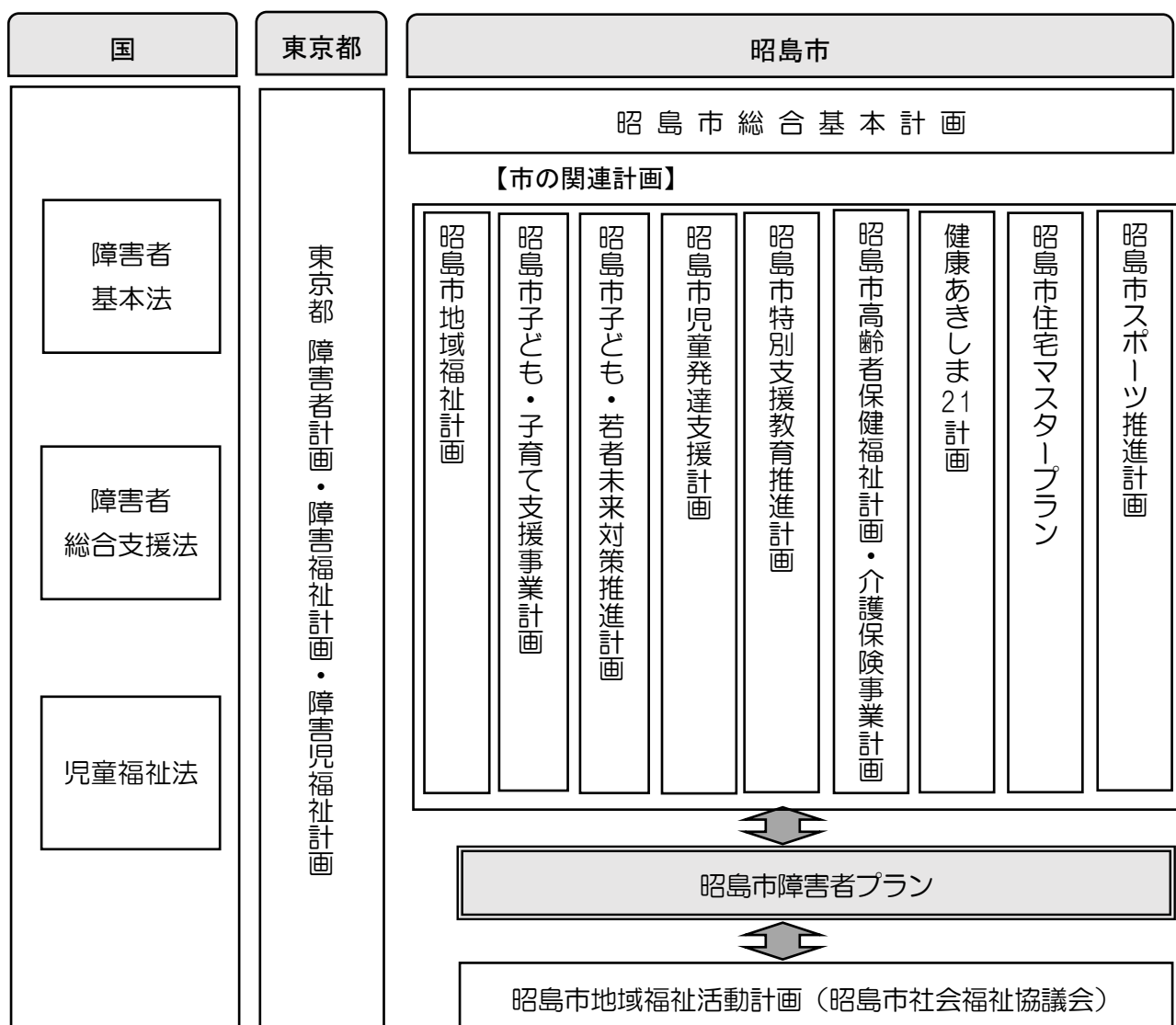
第2節 計画の性格・位置づけ

◇本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定します。

障害者計画	障害者施策全般に関する基本的な事項
障害福祉計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
障害児福祉計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

◇本計画は、「昭島市総合基本計画」を上位計画とし、他の関連計画との調和を図り策定するものです。

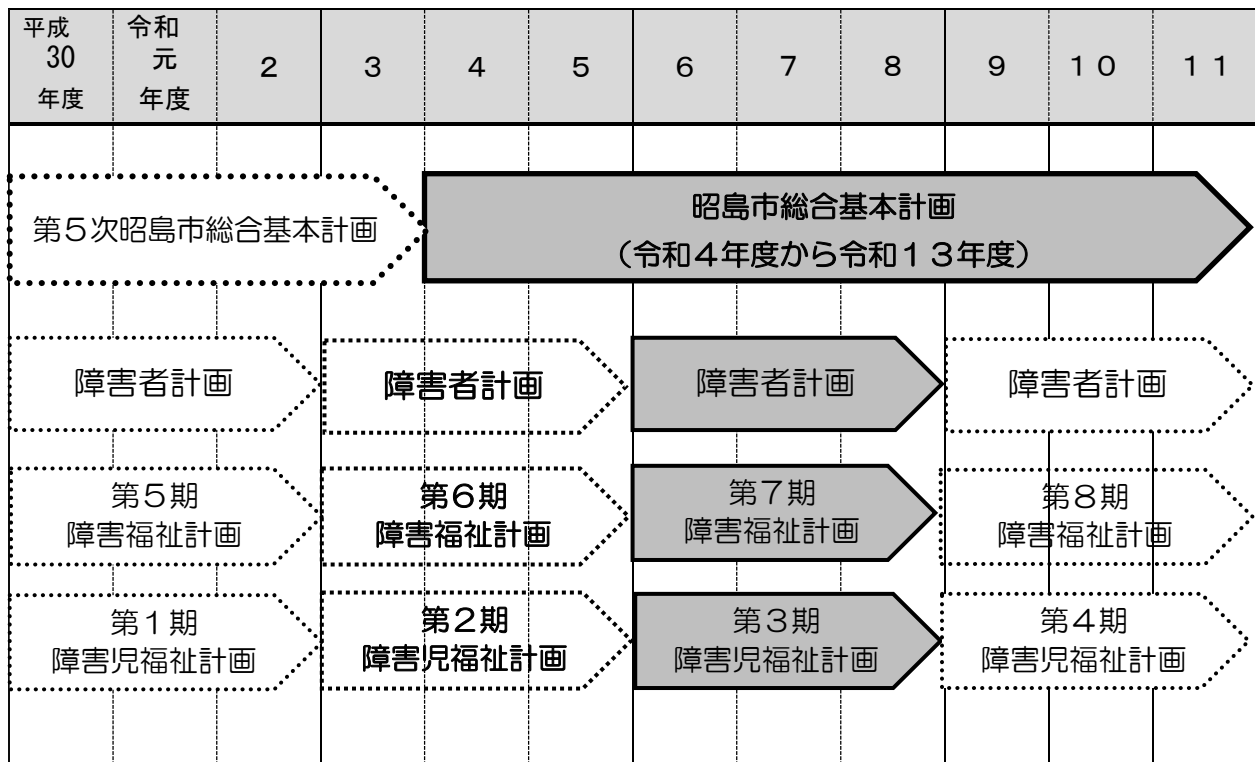
【計画の性格・位置づけ】



第3節 計画の期間

- ◇本計画の期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。
- ◇本計画に盛り込んだ事項（成果目標や活動指標）については、障害福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として調査や分析を行い、必要があると認められるときは、計画内容の変更や事業の見直しなどの必要な措置を講ずることができるものとします。

【計画の対象期間】

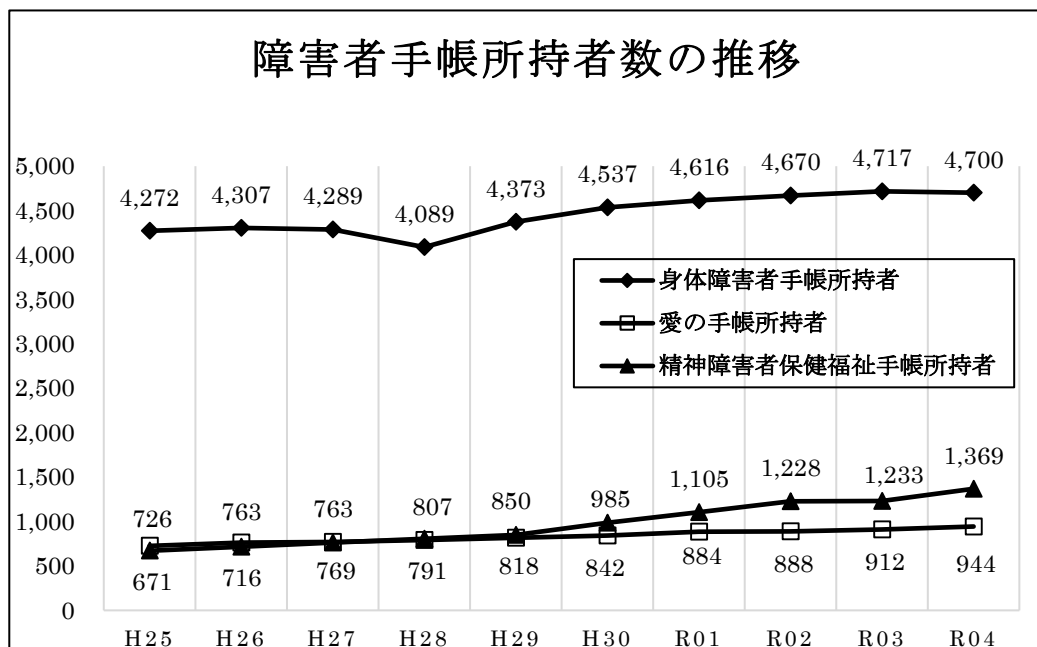


第2章 障害のある方を取り巻く状況

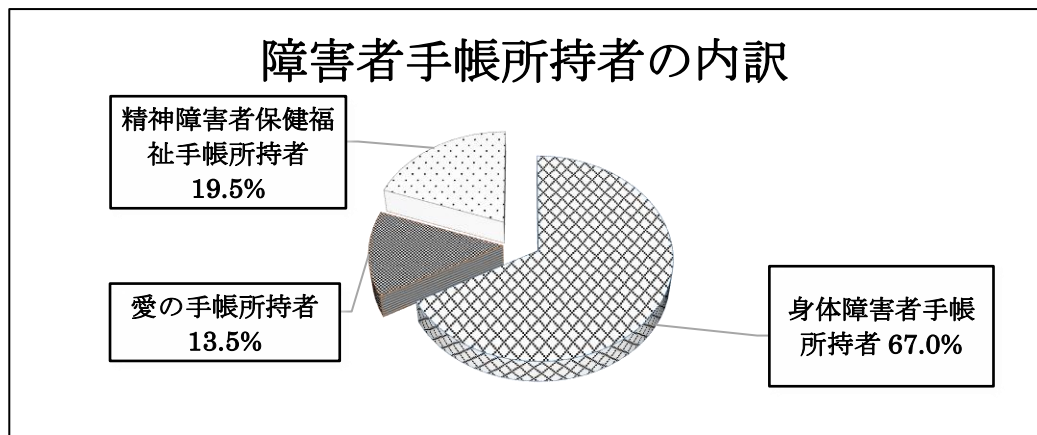
第1節 障害のある方の状況

1 障害者手帳所持者

- ◇障害者手帳所持者数は、令和5年3月現在7,013人で、そのうち身体障害者手帳※所持者が4,700人と全体の約7割を占め、愛の手帳※（知的障害者（児）を対象）所持者が944人、精神障害者保健福祉手帳※所持者が1,369人となっています。
- ◇平成25年度から令和4年度にかけて、障害者手帳所持者数の推移をみると、愛の手帳では1.3倍、精神障害者保健福祉手帳では2.04倍伸びています。身体障害者手帳では1.1倍となっています。



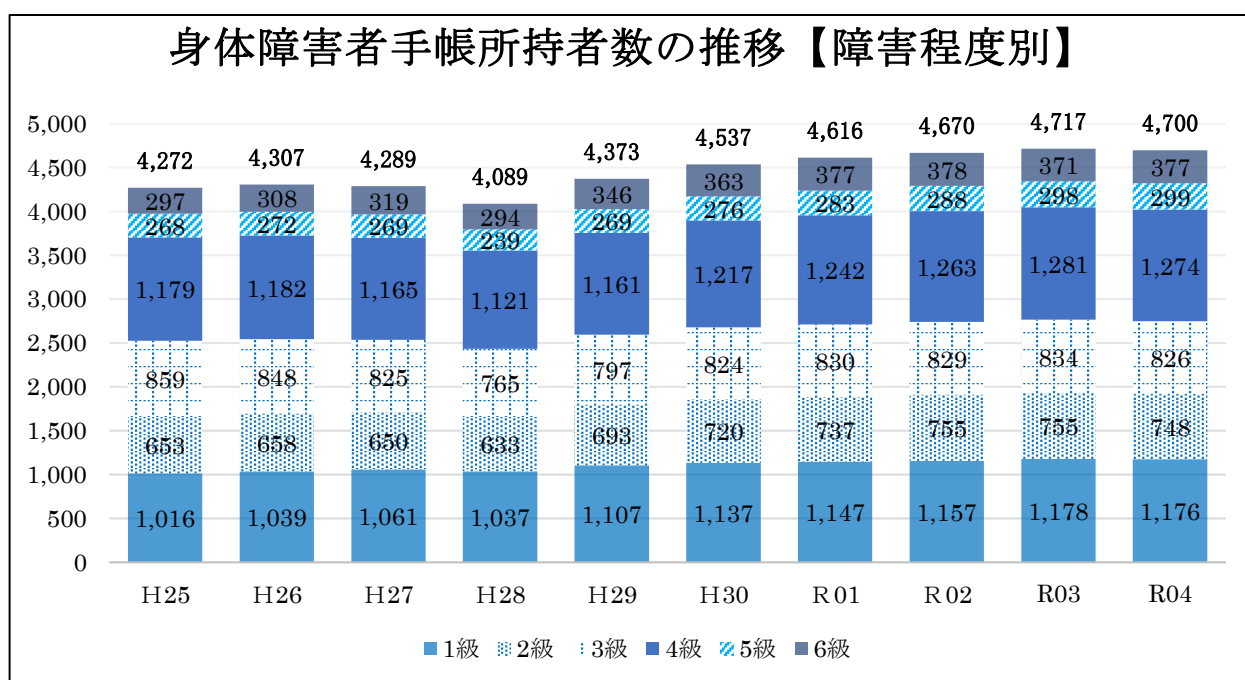
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



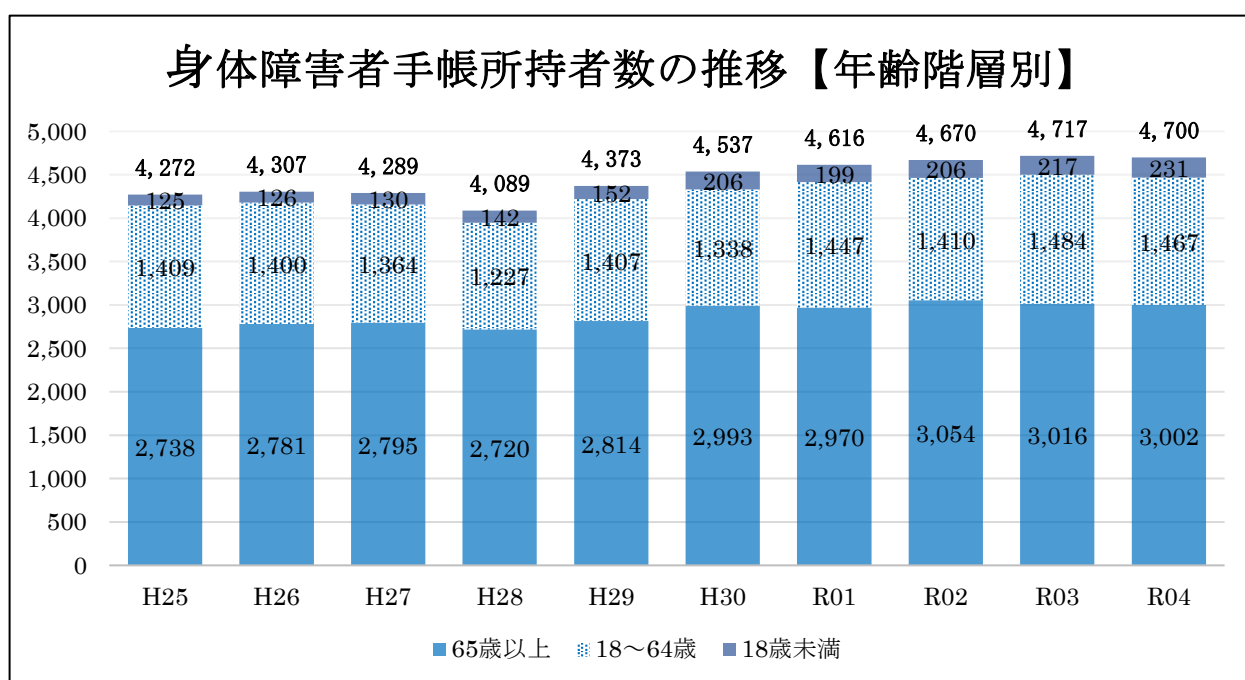
資料：障害福祉課（令和5年3月31日現在）

2 身体障害者手帳所持者

◇身体障害者手帳所持者の状況を障害程度別でみると、いずれの年度も4級の方が最も多く、全体に占める割合は約3割程度となっています。また、年齢階層別では65歳以上の方が6割以上を占めています。



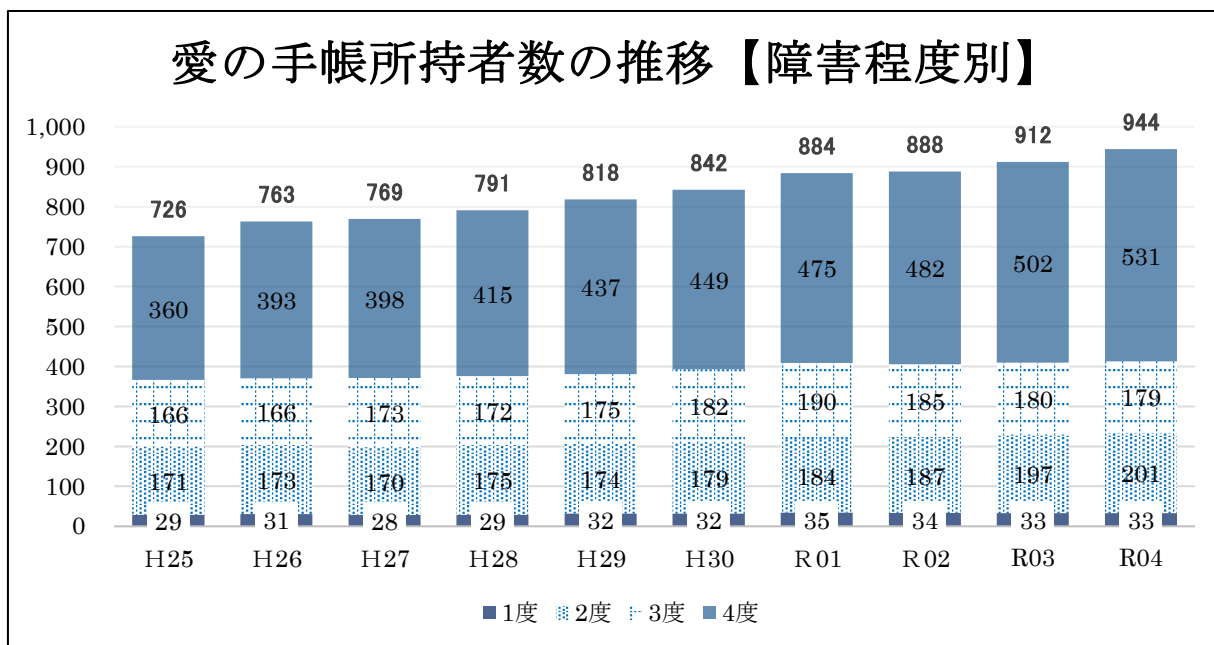
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



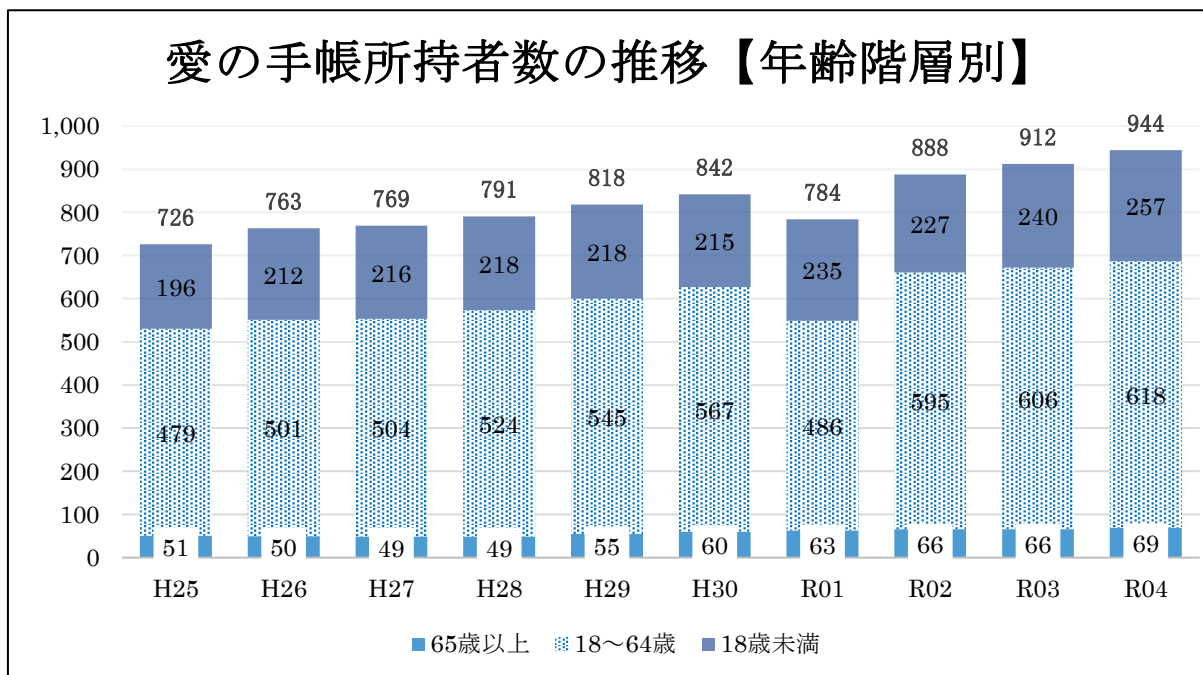
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

3 愛の手帳所持者

◇愛の手帳所持者の状況を障害程度別で見ると、4度の方が半数以上を占めて最も多くなっています。また、年齢階層別では18歳～64歳の方が6割以上を占めています。



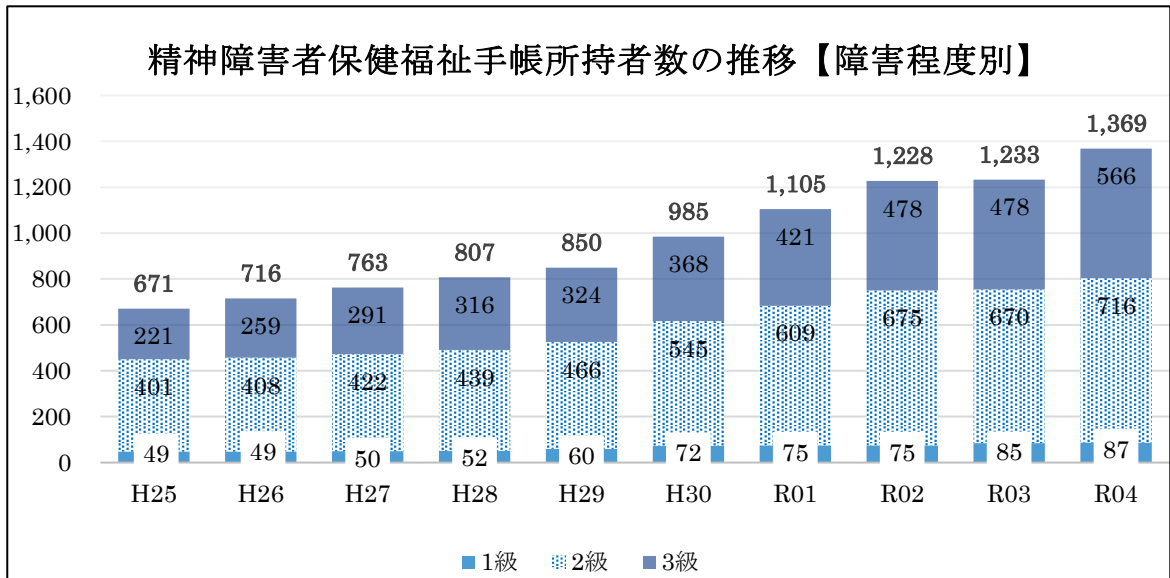
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



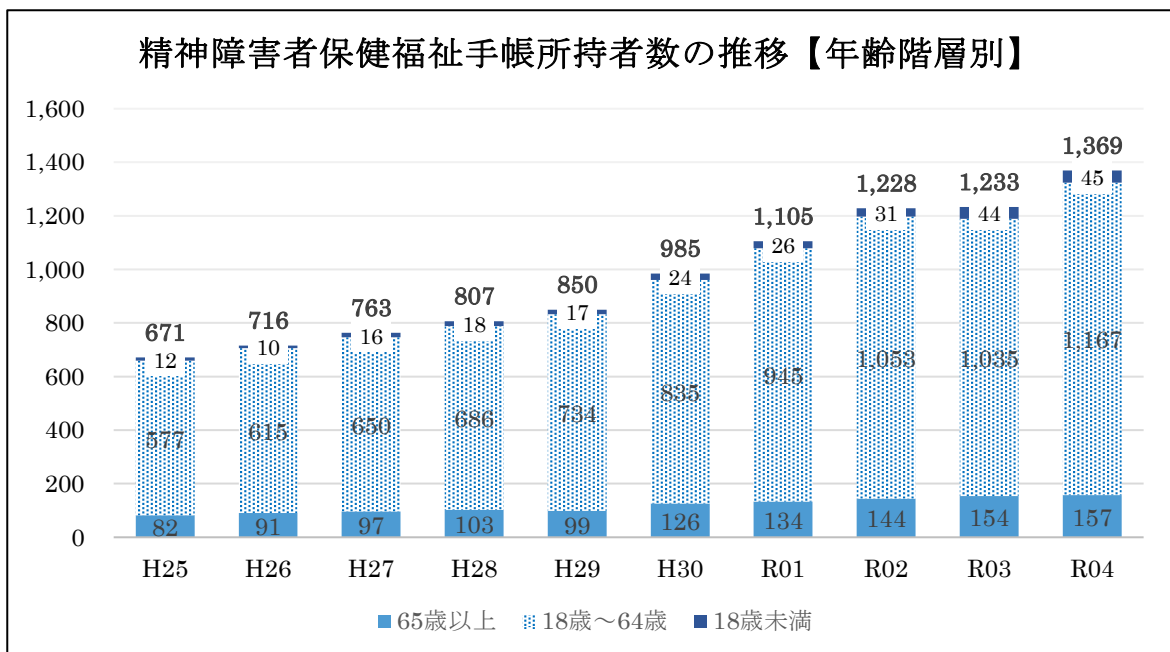
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

4 精神障害者保健福祉手帳所持者

◇精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を障害程度別で見ると、2級の方が半数以上を占めて最も多くなっています。また、年齢階層別では18歳～64歳の方が8割以上を占めています。



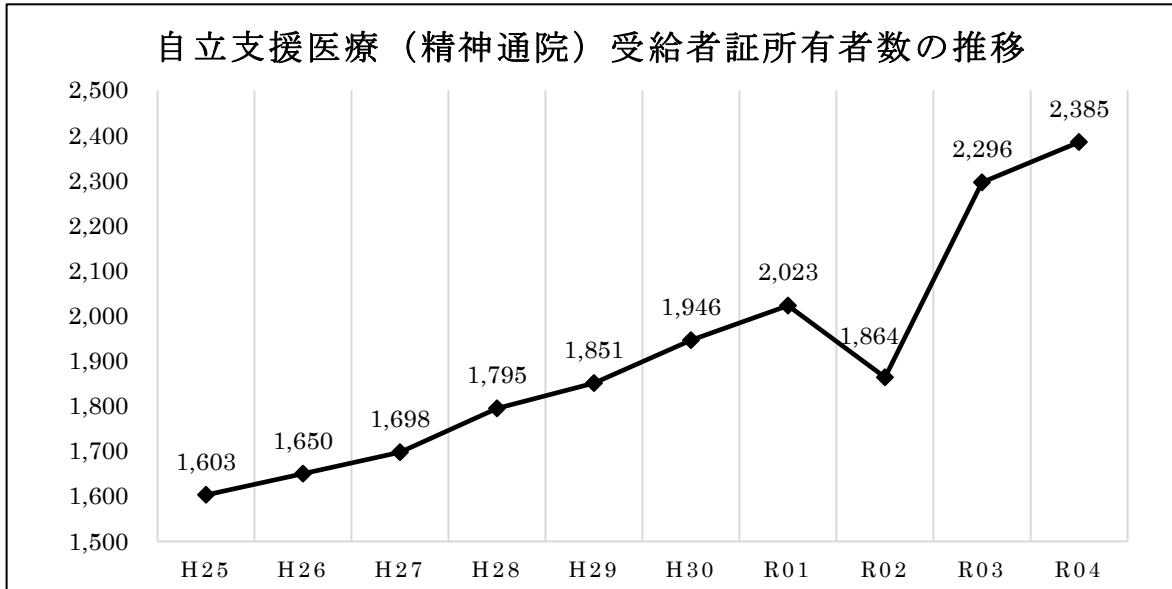
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

5 自立支援医療（精神通院）受給者証所有者

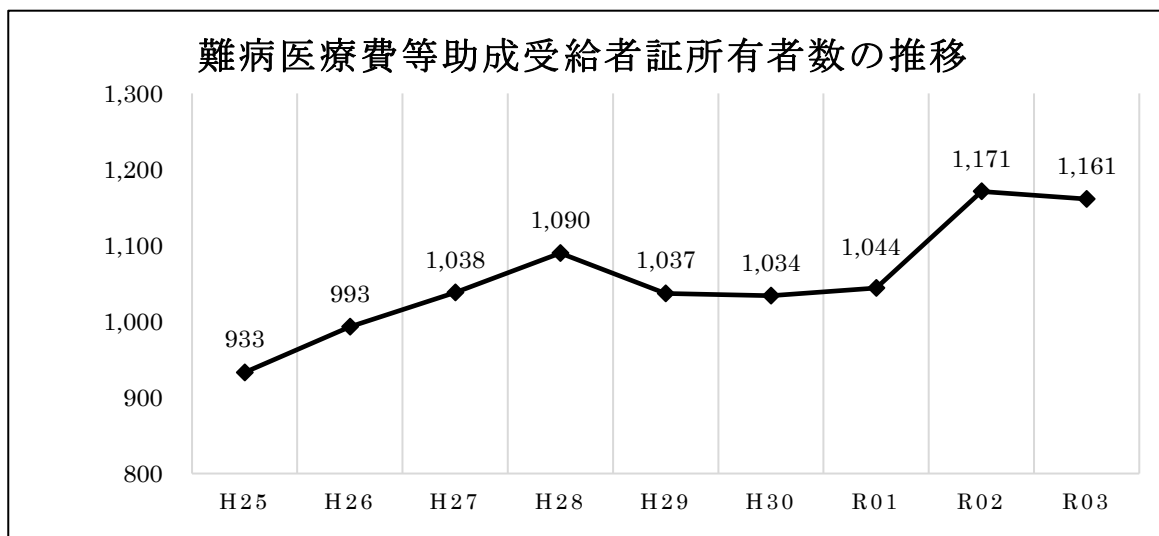
◇自立支援医療（精神通院）受給者証所有者数の状況を見ると、平成25年度から令和4年度にかけて、1.49倍の伸びとなっています。



資料：都立中部総合精神保健福祉センター（各年9月30日現在）

6 難病医療費等助成受給証所有者

◇難病医療費等助成受給証所有者数の状況は、平成25年度から令和3年度にかけて、1.24倍の伸びとなっています。

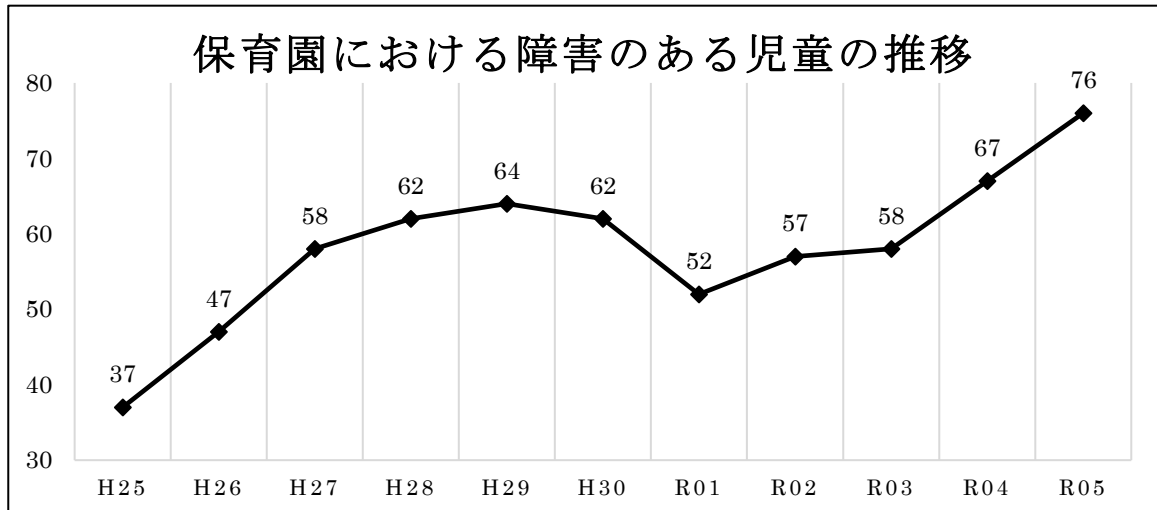


資料：多摩立川保健所（各年度3月31日現在）

第2節 通園・通学の状況

1 保育園

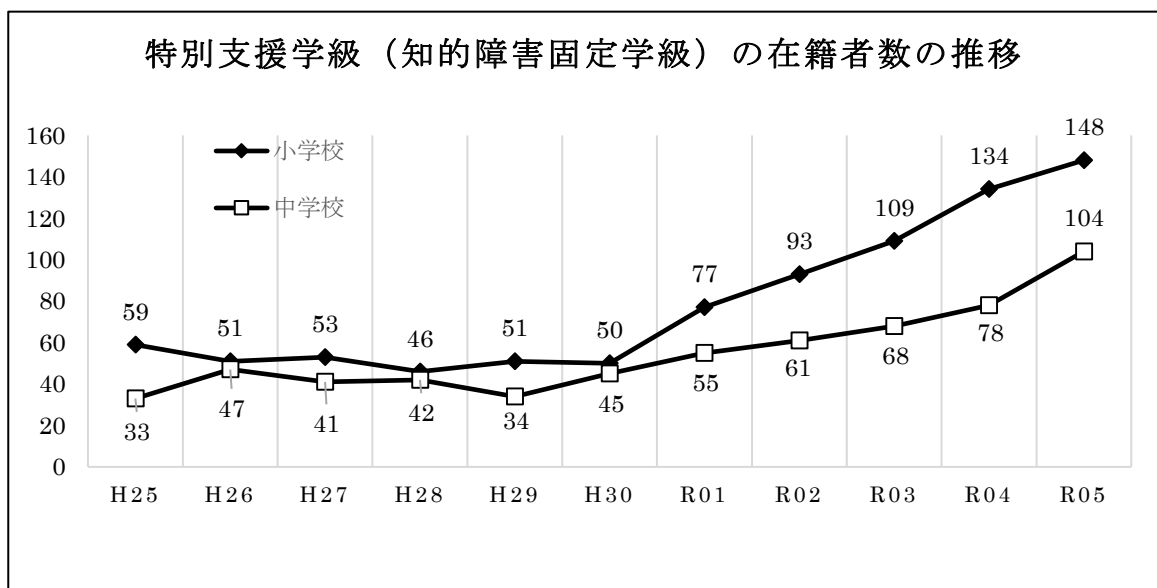
◇令和5年5月1日現在で障害のある児童を受け入れている保育園は21園で、園児数は76人となっています。



資料：子ども子育て支援課（各年5月1日現在）

2 特別支援学級（固定学級）

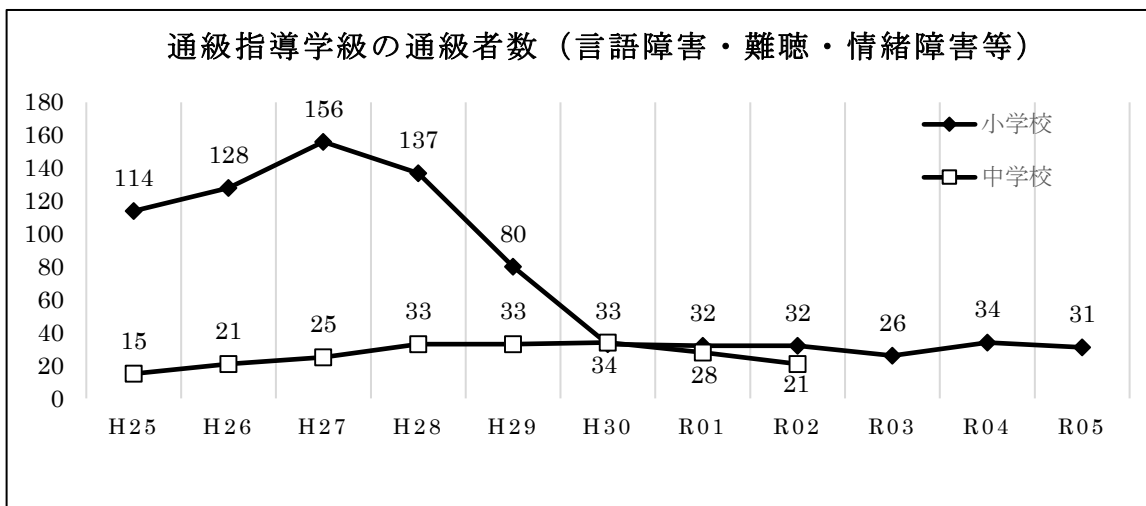
◇固定学級に在籍する知的障害、情緒障害などの児童・生徒の数は、令和5年5月1日現在、小学校が148人、中学校が104人となっています。



資料：指導課（各年5月1日現在）

3 特別支援学級（通級指導学級）

◇通級指導学級^{*}に在学する言語障害、情緒障害等、難聴などの児童の数は、令和5年5月1日現在、31人となっています。

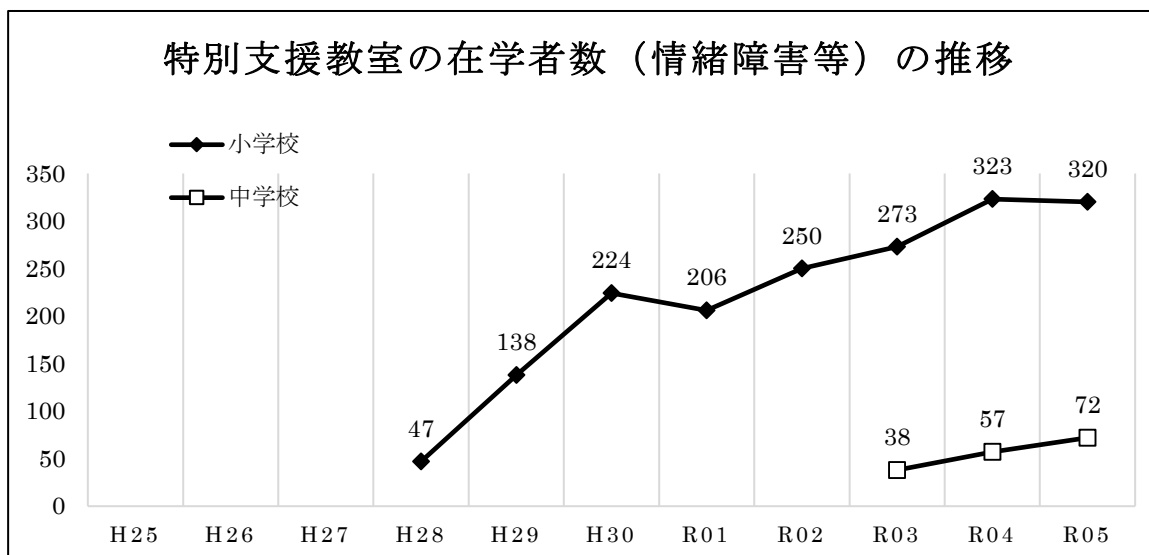


（注）小学校情緒障害等通級指導学級は平成28年度より特別支援教室に順次移行し、平成30年には全て移行した。
中学校情緒障害等通級指導学級は令和元年度より特別支援教室に移行した。

資料：指導課（各年5月1日現在）

4 特別支援教室

◇特別支援教室に在学する情緒障害等の児童・生徒の数は、令和5年5月1日現在、小学校が320人、中学校が72人となっています。

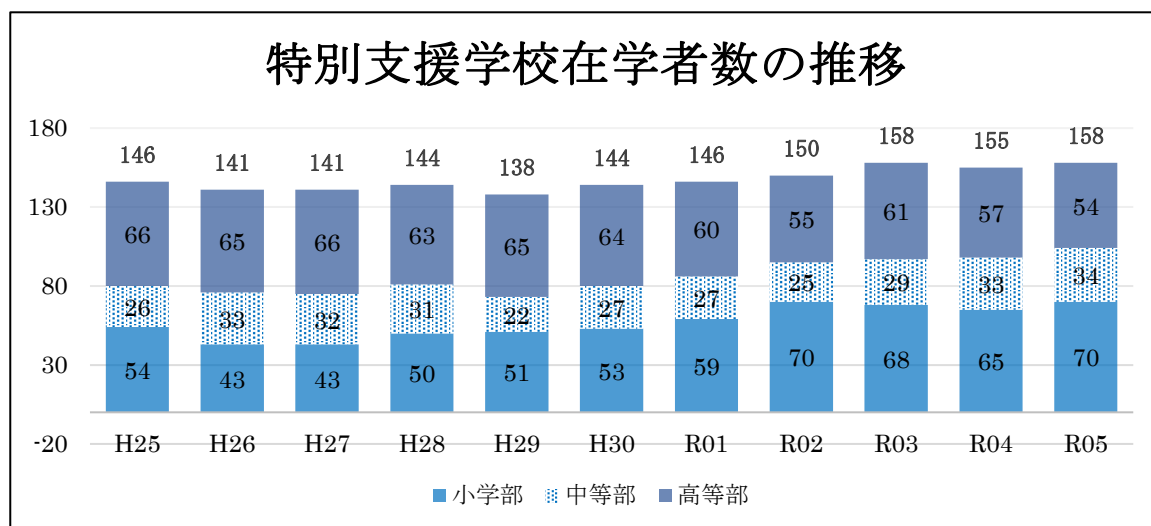


（注）中学校情緒障害等固定学級は令和3年度より開設した。

資料：指導課（各年5月1日現在）

5 特別支援学校

◇令和5年5月1日現在の特別支援学校*在学者数は、小学部70人、中等部34人、高等部54人の合計158人となっています。

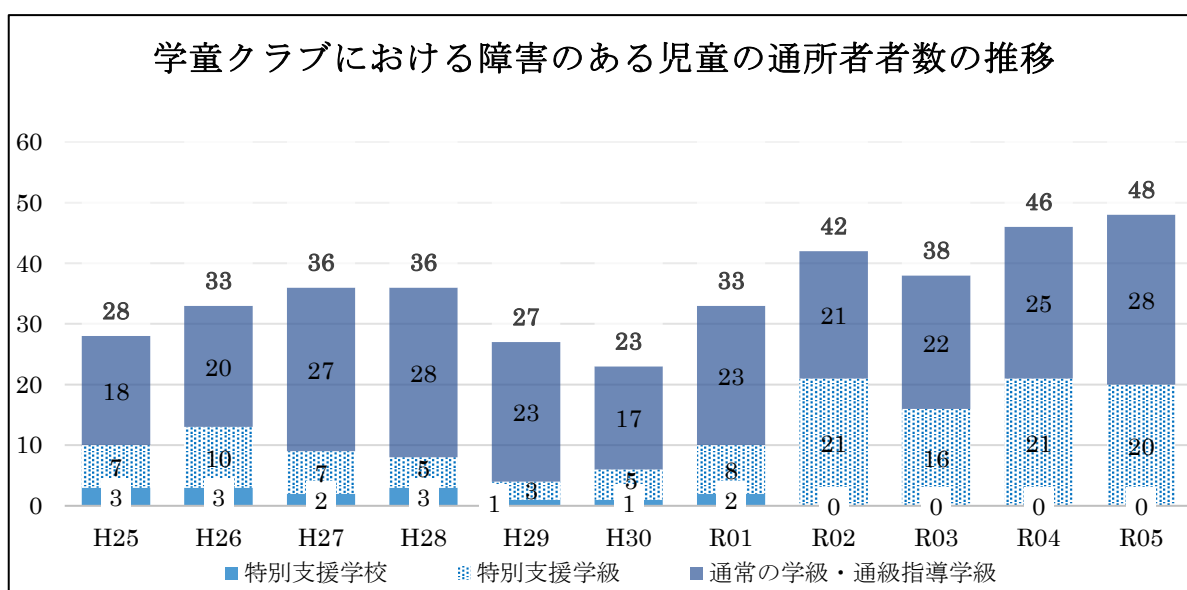


対象：あきる野学園・村山特別支援学校・立川学園（旧立川ろう学校）・八王子盲学校・中央ろう学校・青峰学園・永福学園・南大沢学園

資料：障害福祉課（各年5月1日現在）

6 学童クラブ

◇特別支援学校、特別支援学級、通常の学級・通級指導学級から学童クラブに通所する児童の状況は、令和5年5月1日現在、特別支援学校0人、特別支援学級20人、通常の学級・通級指導学級28人となっています。

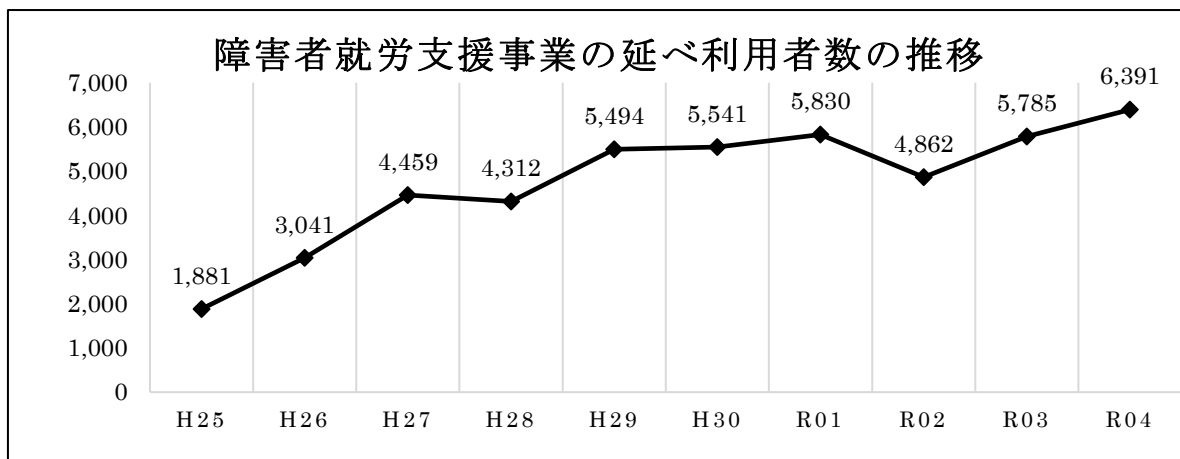


資料：子ども子育て支援課（各年5月1日現在）

第3節 就労の状況

1 就労支援

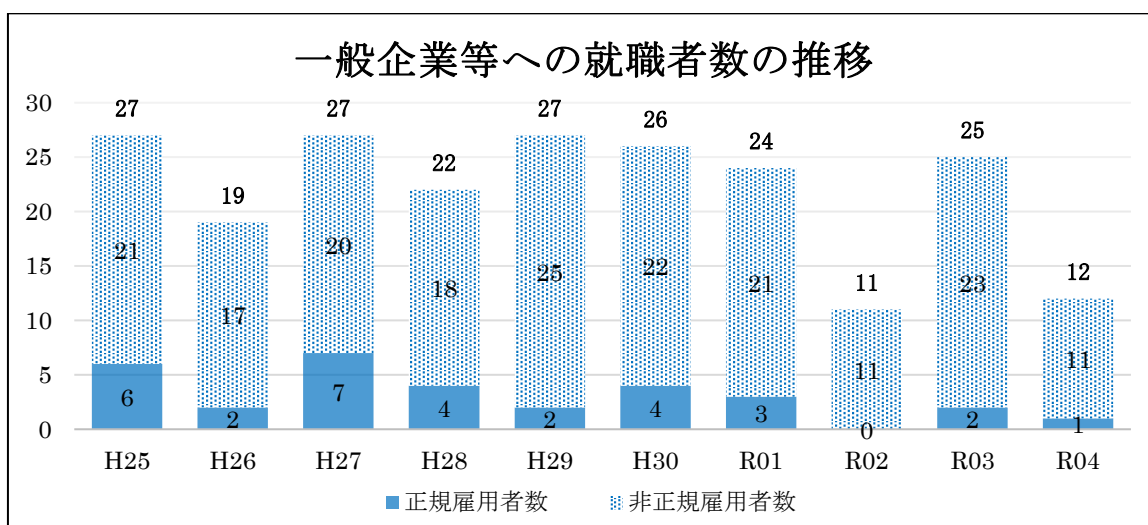
- ◇市では、障害のある方の一般就労の機会を広げ、障害のある方が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供するため、障害者就労支援センターを設置し、事業を実施しています。
- ◇障害者就労支援事業で実施している相談などの延べ利用者数は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により減少しましたが、令和4年度では6,391人となっています。



資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

2 一般企業等への就職状況

- ◇一般企業等への就職者の状況は、平成25、27、29年度の27人をピークに、11人から27人までの間で推移しています。令和2年度及び4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により減少しております。
- ◇就職者の雇用区分については、平成25年度以降は非正規雇用者が多数を占めています。正規雇用者が最も多い平成27年度でも7人で全体の3割未満です。



資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

3 就労状況

◇平成28年から令和4年にかけての昭島市内の民間企業における障害者雇用の実雇用率は、法定雇用率は下回っていますが、約0.2%増加となっています。

◆障害者雇用の推移（民間企業）

	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
対象企業数	62	63	67	71	67	67	69
算定基礎労働者数	16,987	17,287	18,157	18,237	17,242	17,277	16,098
雇用障害者数	297	309	322	335	311	329	320
実雇用率	1.75	1.78	1.77	1.84	1.80	1.90	1.98
達成機企業数	25	24	22	23	23	24	26
法定雇用率	2.0%	2.0%	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%	2.3%

資料：東京労働局（各年6月1日現在）

◆障害者雇用の推移（昭島市）

	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
職員数	697	815.5	812.5	864.5	868.5	859.0	857.5
雇用障害者数	17	16.5	15.5	16.5	23.5	23.5	26.5
実雇用率	2.44%	2.02%	1.91%	1.91%	2.71%	2.74%	3.09%

〈参考：法定雇用率〉

資料：職員課（各年6月1日現在）

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」では、全ての事業主（民間企業、国、地方公共団体等）は、障害のある方の雇用に関して、障害のある方が地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる「共生社会」実現の理念に基づき、障害のある方の能力を正に評価し、適当な雇用の場を確保するとともに、雇用の安定を図るよう努めなければならないと規定しています。
- ・障害者雇用促進法では、事業主に対して、障害のある方の雇用義務等に基づく雇用の促進を図るため、障害者雇用率（法定雇用率）制度により、事業主が雇用する労働者に占める身体障害又は知的障害のある方の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。また、平成30年4月からは、精神障害のある方も法定雇用率の算定に含まれることなどから、法定雇用率が引き上げられるとともに、精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者の方については、新たに短時間労働者として法定雇用率の対象となります。

事業主区分	法定雇用率				
	平成30年 4月～	令和3年 3月～	令和6年 4月～	令和8年 4月～	令和8年 7月～
民間企業	2.2%	2.3%	2.5%	2.7%	2.7%
国、地方公共団体、 特殊法人等	2.5%	2.6%	2.8%	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%	2.7%	2.7%	2.9%

第4節 令和5年度末までに達成すべき成果目標の達成状況

◇第6期障害福祉計画で設定した成果目標の達成状況は次のとおりです。

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 令和元年度末の施設入所者のうち、地域生活への移行者数

区 分	令和元年度基準値	目標値	令和3年度末実績	令和4年度末実績
施設入所者 (令和元年度末)	72人	—	74人	74人
地域生活移行者数	—	4人	0人	0人

(2) 施設入所者の削減数

区 分	令和元年度基準値	目標値	令和3年度末実績	令和4年度末実績
施設入所者数	72人	72人	74人	74人
削減見込者数	—	0人	2人	2人

2 地域生活支援拠点等の整備

目標設定の考え方	地域生活支援拠点等の整備については、市有地や公有地を候補地として施設整備の検討をするとともに、市内の社会的資源を活用しての面的整備の方法等、引き続き、整備に向けた具体的な検討を進める。また、基幹相談支援センターについては、実施の可否を含めた今後の方向性を決定する。
----------	--

目標値	令和3年度末実績	令和4年度末実績
検討	検討	検討

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム^{*}の構築

目標設定の考え方	保健、医療、福祉関係者の協議の場での協議を重ね、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守り体制の整備を図る。
----------	---

目標値	令和3年度末実績	令和4年度末実績
設置	設置	設置

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、令和5年度に一般就労に移行する者の数

区 分	基準値 令和元年度	目標値 令和5年度	令和3年度末実績	令和4年度末実績
年間一般就労移行者数	5人	8人 (1.6倍)	8人	14人
移行支援事業による 年間一般就労移行者数	5人	7人 (1.4倍)	8人	14人
就労継続支援B型事業による 年間一般就労移行者数	0人	1人 (一倍)	0人	0人

(2) 就労定着支援事業の利用者数

区 分	目標値	令和3年度末実績	令和4年度末実績
就労移行支援事業により一般就労 に移行する者のうち、就労定着支 援事業の利用者数	70%	38%	50%

◇第2期障害児福祉計画で設定した成果目標の達成状況は次のとおりです。

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

目標設定の考え方	令和元年度に児童発達支援センターである子ども発達プラザホエールを設置する。
----------	---------------------------------------

目標値	令和3年度末実績	令和4年度末実績
設置	設置	設置

(2) 保育所等訪問支援の体制整備

目標設定の考え方	保育所等訪問支援事業については、令和2年度より子ども発達プラザホエールで事業を実施する。
----------	--

目標値	令和3年度末実績	令和4年度末実績
実施	実施	実施

(3) 重症心身障害児の支援体制の整備

目標設定の考え方	令和元年度末において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1か所設置されていることを踏まえ、当該事業所と連携し、取組を進める。また、新たな事業所の確保について検討する。
----------	---

目標値	令和3年度末実績	令和4年度末実績
1か所以上設置	設置	設置

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置

目標設定の考え方	令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。
----------	---

目標値	令和3年度末実績	令和4年度末実績
設置に向けた検討	検討	検討

第5節 障害福祉サービス等の利用状況

◇第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における障害福祉サービス等の見込量（活動指標）に係る利用状況は次のとおりです。

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス（1月当たり）

サービスの種類	区分	計画期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	計画値	1,980時間	2,046時間	2,112時間
		180人	186人	192人
	実績値	1,890時間	2,024時間	—
		165人	169人	—
重度訪問介護	計画値	3,980時間	3,980時間	3,980時間
		20人	20人	20人
	実績値	4,096時間	3,952時間	—
		20人	17人	—
同行援護	計画値	888時間	912時間	936時間
		37人	38人	39人
	実績値	683時間	744時間	—
		33人	34人	—
行動援護	計画値	309時間	309時間	309時間
		21人	21人	21人
	実績値	229時間	272時間	—
		15人	20人	—
重度障害者等包括支援	計画値	600時間	600時間	600時間
		1人	1人	1人
	実績値	0時間	0時間	—
		0人	0人	—
合 計	計画値	7,757時間	7,847時間	7,937時間
		259人	266人	273人
	実績値	6,898時間	6,992時間	—
		233人	240人	—

(2) 日中活動系サービス（1月当たり）

サービスの種類	区分	計画期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	計画値	3,540人日	3,620人日	3,720人日
		177人	181人	186人
	実績値	3,653人日	3,675人日	—
		187人	192人	—
自立訓練（機能訓練）	計画値	30人日	30人日	30人日
		2人	2人	2人
	実績値	15人日	4人日	—
		2人	1人	—
自立訓練（生活訓練）	計画値	60人日	60人日	60人日
		4人	4人	4人
	実績値	113人日	139人日	—
		10人	13人	—
就労移行支援	計画値	432人日	448人日	464人日
		27人	28人	29人
	実績値	482人日	452人日	—
		30人	29人	—
就労継続支援（A型）	計画値	437人日	456人日	475人日
		23人	24人	25人
	実績値	319人日	291人日	—
		16人	15人	—
就労継続支援（B型）	計画値	4,665人日	4,860人日	5,055人日
		311人	324人	337人
	実績値	4,802人日	4,937人日	—
		309人	328人	—
就労定着支援	計画値	11人	12人	13人
	実績値	12人	10人	—
療養介護	計画値	660人日	690人日	720人日
		22人	23人	24人
	実績値	575人日	578人日	—
		19人	19人	—
短期入所（福祉型）	計画値	250人日	265人日	280人日
		50人	53人	56人
	実績値	131人日	129人日	—
		28人	34人	—
短期入所（医療型）	計画値	66人日	72人日	78人日
		11人	12人	13人
	実績値	50人日	45人日	—
		8人	8人	—

(3) 居住系サービス（1月当たり）

サービスの種類	区分	計画期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画値	1人	1人	1人
	実績値	1人	0人	—
共同生活援助（GH）	計画値	120人	130人	140人
	実績値	141人	153人	—
施設入所支援	計画値	72人	72人	72人
	実績値	74人	74人	—

(4) 相談支援（1月当たり）

サービスの種類	区分	計画期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画値	158人	173人	190人
	実績値	186人	180人	—
地域移行支援	計画値	1人	1人	1人
	実績値	1人	1人	—
地域定着支援	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	—

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援（1月当たり）

サービスの種類	区分	計画期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	計画値	385人日	420人日	462人日
		55人	60人	66人
	実績値	631人日	704人日	—
		66人	78人	—
医療型児童発達支援	計画値	0人日	0人日	0人日
		0人	0人	0人
	実績値	1人日	11人日	—
		1人	1人	—
居宅訪問型児童発達支援	計画値	0人日	0人日	0人日
		0人	0人	0人
	実績値	3人日	4人日	—
		1人	1人	—
放課後等デイサービス	計画値	2,520人日	2,760人日	3,024人日
		210人	230人	252人
	実績値	2,995人日	3,422人日	—
		236人	277人	—
保育所等訪問支援	計画値	10人日	10人日	10人日
		5人	5人	5人
	実績値	12人日	13人日	—
		5人	5人	—
障害児相談支援	計画値	64人	74人	84人
	実績値	65人	67人	—
医療的ケア児に対する関連分野支援調整コーディネーターの配置	計画値	検討	検討	検討
	実績値	検討	検討	検討

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業（年度当たり）

サービスの種類		区分	計画期間			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
相談支援事業	一般相談支援事業	計画値	3か所	3か所	3か所	
		実績値	3か所	3か所	3か所	
	自立支援推進協議会	計画値	設置	設置	設置	
		実績値	設置	設置	設置	
	地域支援協議会	計画値	設置	設置	設置	
		実績値	設置	設置	設置	
	基幹相談支援センター	計画値	検討	検討	検討	
		実績値	検討	検討	検討	
成年後見制度利用支援事業		計画値	3人	3人	3人	
		実績値	3人	3人	—	
コミュニケーション支援事業		計画値	250人	270人	290人	
		実績値	295人	314人	—	
手話通訳者養成事業	上級	計画値	20人	20人	20人	
			10人	10人	10人	
	応用	実績値	2人	3人	—	
			4人	3人	—	
移動支援事業		計画値	11,220時間 1,020人	11,440時間 1,040人	11,660時間 1,060人	
		実績値	5,750時間 687人	6,026時間 738人	— —	
日常生活用具	介護・訓練支援用具	計画値	10件	10件	10件	
		実績値	7件	6件	—	
	自立生活支援用具	計画値	15件	15件	15件	
		実績値	12件	8件	—	
	在宅療養等支援用具	計画値	28件	29件	30件	
		実績値	25件	16件	—	
	情報・意思疎通支援用具	計画値	25件	26件	27件	
		実績値	18件	19件	—	
	排せつ管理支援用具	計画値	2,450件	2,500件	2,550件	
		実績値	2,524件	2,614件	—	
	居宅生活動作補助用具 (小規模住宅改修費)	計画値	2件	2件	2件	
		実績値	2件	1件	—	
	計		計画値	2,530件	2,582件	2,634件
			実績値	2,588件	2,664件	—
地域活動支援センター（I型）		計画値	1か所	1か所	1か所	
			2,800人	2,800人	2,800人	
		実績値	1か所	1か所	—	
			1,766人	1,929人	—	

(2) その他事業（年度当たり）

サービスの種類	区分	計画期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回入浴サービス事業	計画値	11人	11人	11人
		750回	750回	750回
	実績値	8人	10人	－
		563回	667回	－
自動車運転免許取得費助成事業	計画値	2人	2人	2人
	実績値	0人	1人	－
自動車改造費助成事業	計画値	1人	1人	1人
	実績値	2人	0人	－
ショートステイ事業	計画値	7人	7人	7人
	実績値	2人	3人	－

第3章 計画策定のための基礎調査結果等の概要

第1節 基礎調査

1 調査目的

昭島市障害者プラン策定の基礎資料とするため、障害のある方の生活状況やニーズなどを把握し、今後の障害福祉施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者：昭島市内在住の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者の中から2,000人を無作為抽出して対象としました。
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：令和4年11月2日～11月25日

3 調査内容（項目）

①回答者、ご本人	5問
②障害の状況	3問
③医療や介助の状況	5問
④相談や福祉情報	4問
⑤日中活動や仕事	6問
⑥スポーツ・運動	3問
⑦保育・教育・療育*	4問
⑧住まい	4問
⑨外出	2問
⑩福祉サービスの利用	2問
⑪権利擁護*・障害理解	7問
⑫災害対策	3問
⑬市の障害者施策（自由意見含む）	2問
合 計	50問

4 回収結果

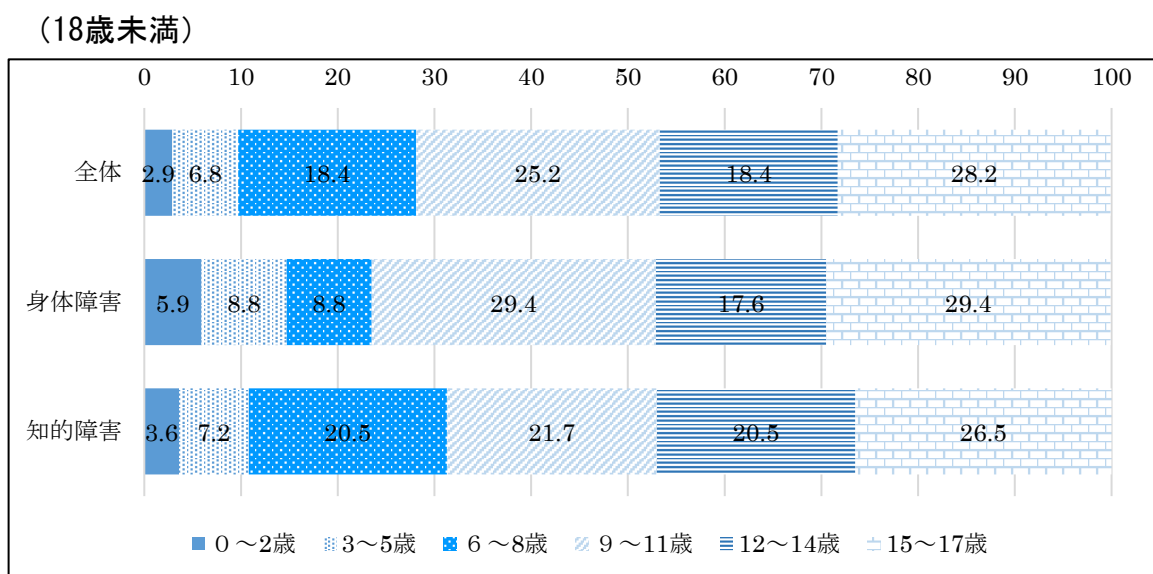
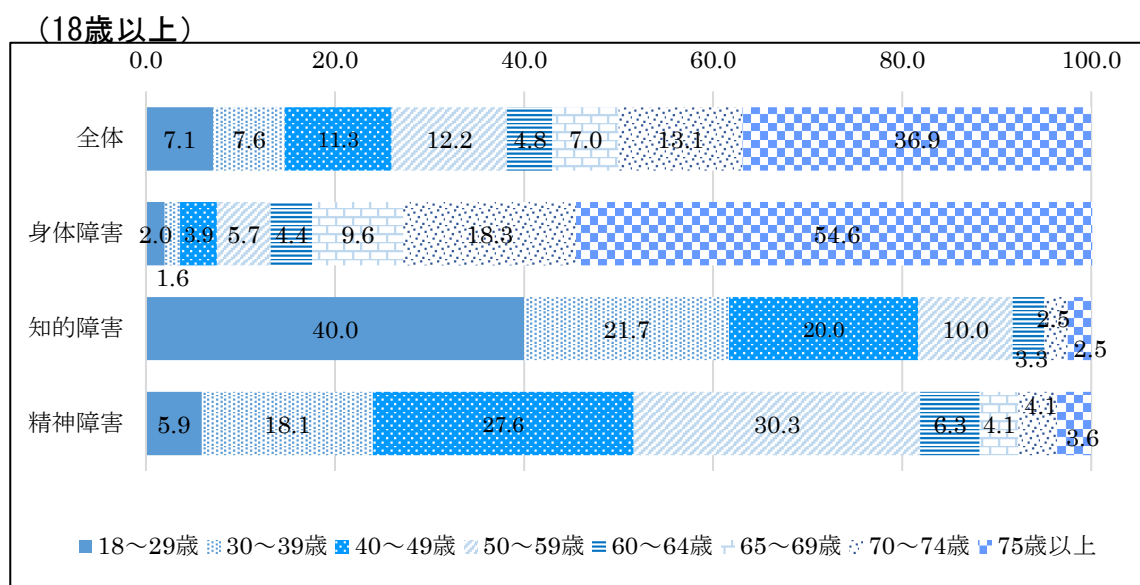
配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
2,000	1,020	51.0%

5 調査結果のまとめ

(1) 本人の状況

①年齢

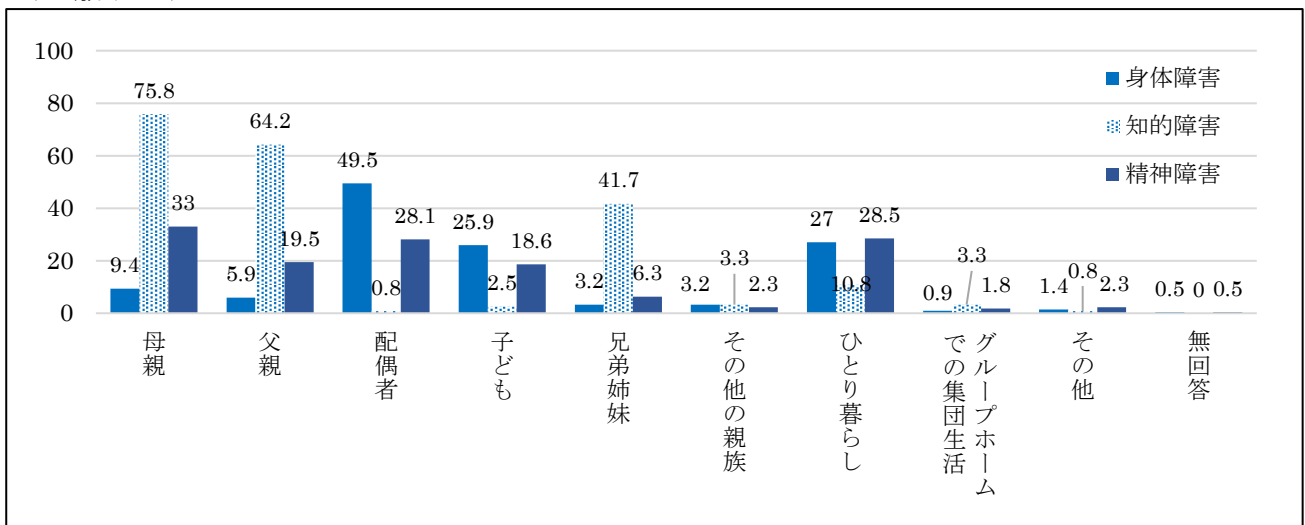
- 身体障害の18歳以上では「75歳以上」(54.6%) が最も多く、70歳以上でみると7割以上を占めています。18歳未満では、「9～11歳」・「15～17歳」がそれぞれ29.4%となっています。
- 知的障害の18歳以上では「18～29歳」(40.0%) が最も多く、18歳未満では、「15～17歳」(26.5%) が最も多くなっています。「6～8歳」は身体障害より多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「50～59歳」(30.3%) が最も多く、次いで「40～49歳」(27.6%)、「30～39歳」(18.1%) となっています。



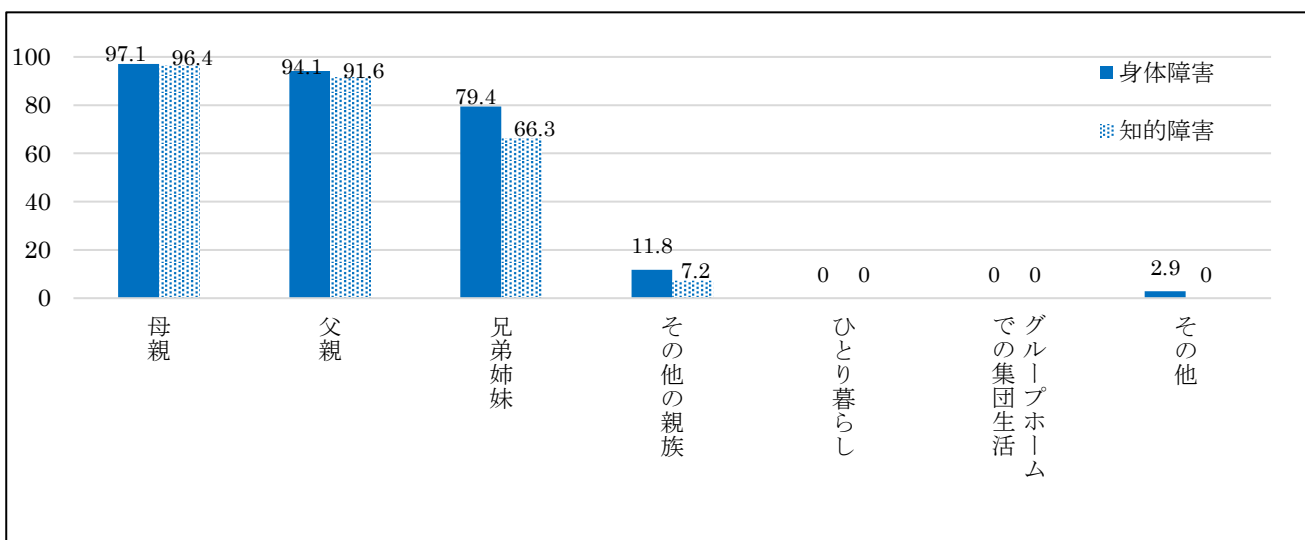
②世帯構成

- 身体障害の18歳以上では「配偶者」(49.5%) が最も多く、次いで「ひとり暮らし」(27.0%)、「子ども」(25.9%) となっています。18歳未満では、「母親」(97.1%) が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「母親」(75.8%) が最も多く、次いで「父親」(64.2%)、「兄弟姉妹」(41.7%) と、家族の占める割合が多くなっています。18歳未満では、「母親」(96.4%) が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「母親」(33.0%) が最も多く、次いで「ひとり暮らし」(28.5%)、「配偶者」(28.1%)、となっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

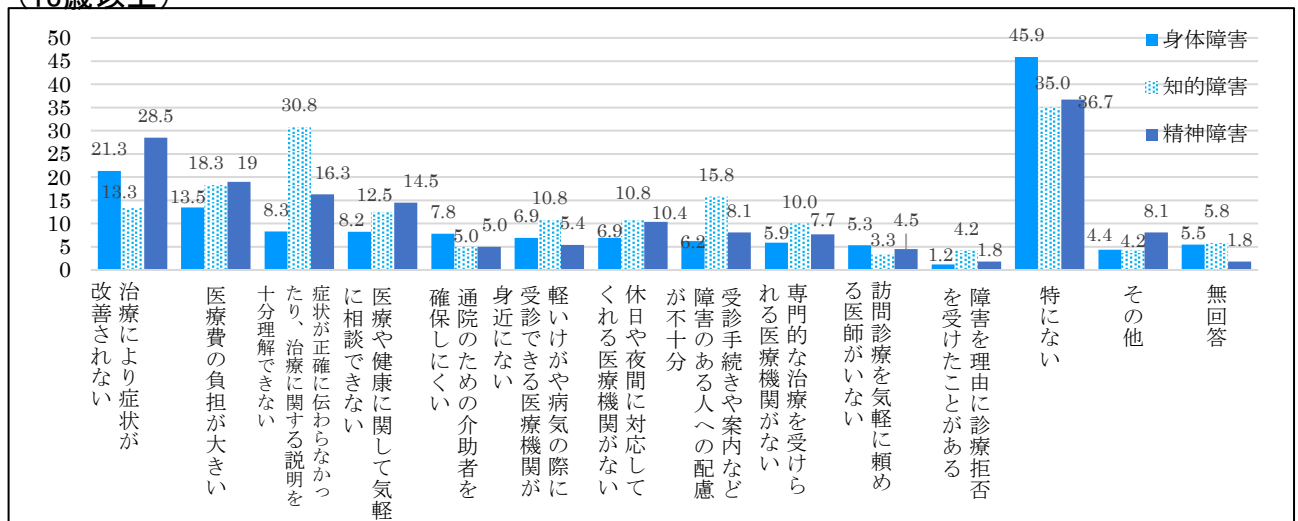


(2) 医療や介助の状況について

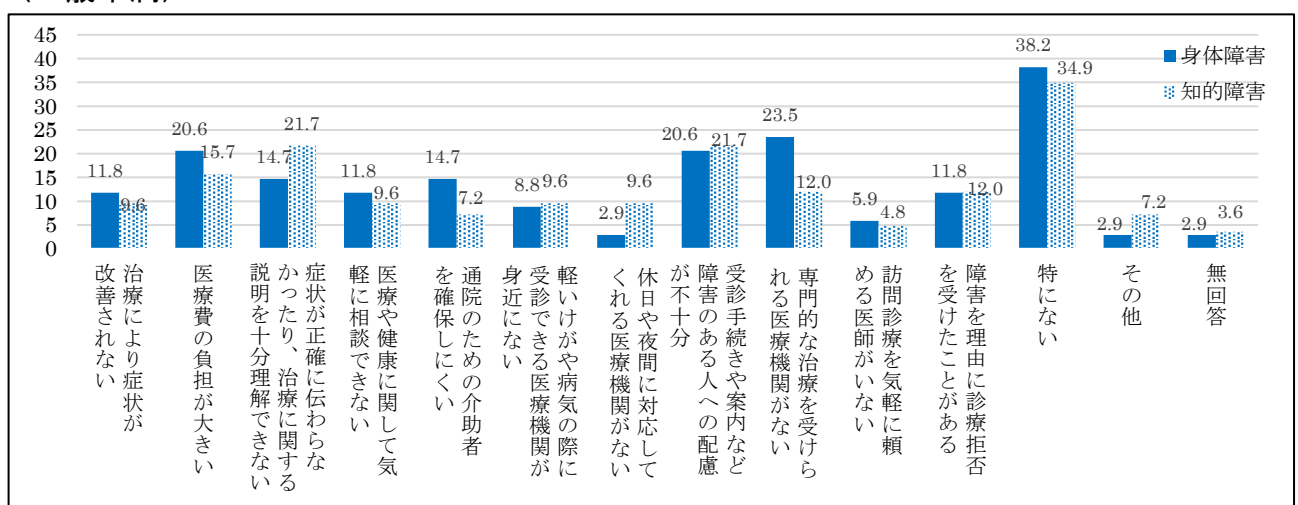
①医療を受ける際に困っていること

- 身体障害、知的障害、精神障害の18歳以上と18歳未満ともに「特にない」が最も多くなっています。
- 身体障害の18歳以上では「治療により症状が改善されない」(21.3%)、知的障害の18歳以上では「症状が正確に伝わらなかつたり、治療に関する説明を十分理解できない」(30.8%)が多くなっています。
- 身体障害の18歳未満では、「専門的な治療を受けられる医療機関がない」(23.5%)、知的障害、身体障害の18歳未満では「受診手続きや案内など障害のある人への配慮が不十分」「症状が正確に伝わらなかつたり、治療に関する説明を十分に理解できない」が約2割以上となっています。身体障害では「医療費の負担が大きい」(20.6%)も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「治療により症状が改善されない」(28.5%)が最も多くなっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

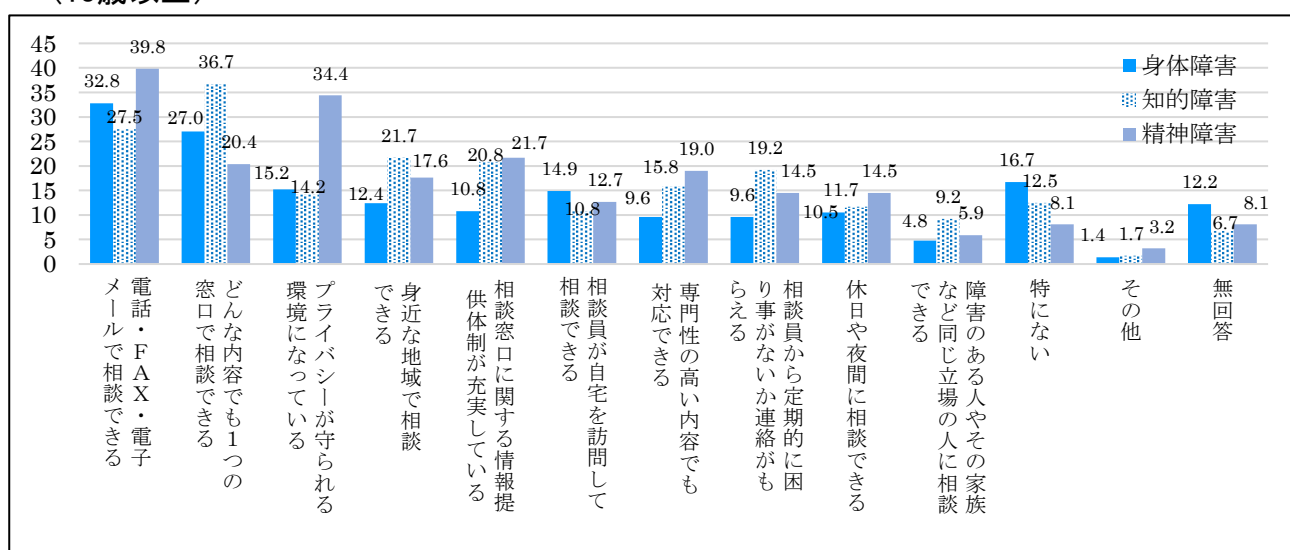


(3) 相談や福祉情報について

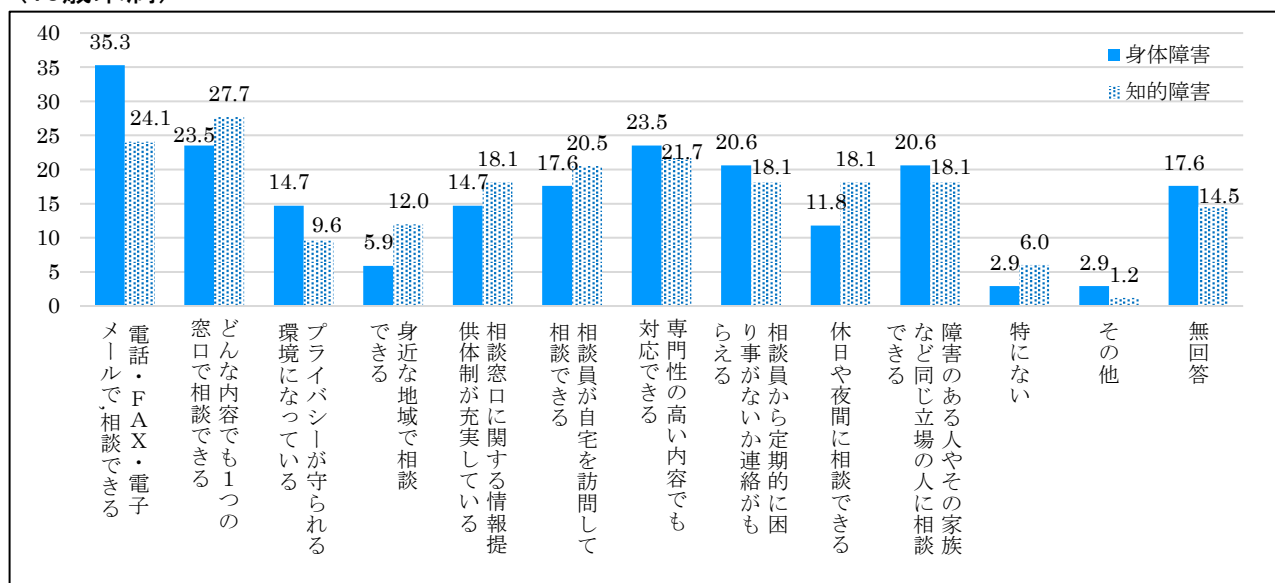
①市役所等の公的な相談窓口に望むこと

- 身体障害の18歳以上と18歳未満ともに「電話・FAX・電子メールで相談できる」(32.8% (35.3%) が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上と18歳未満ともに「どんな内容でも1つの窓口で相談できる」(36.7% (27.7%) が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「電話・FAX・電子メールで相談できる」(39.8%) が最も多くなっています。

(18歳以上)



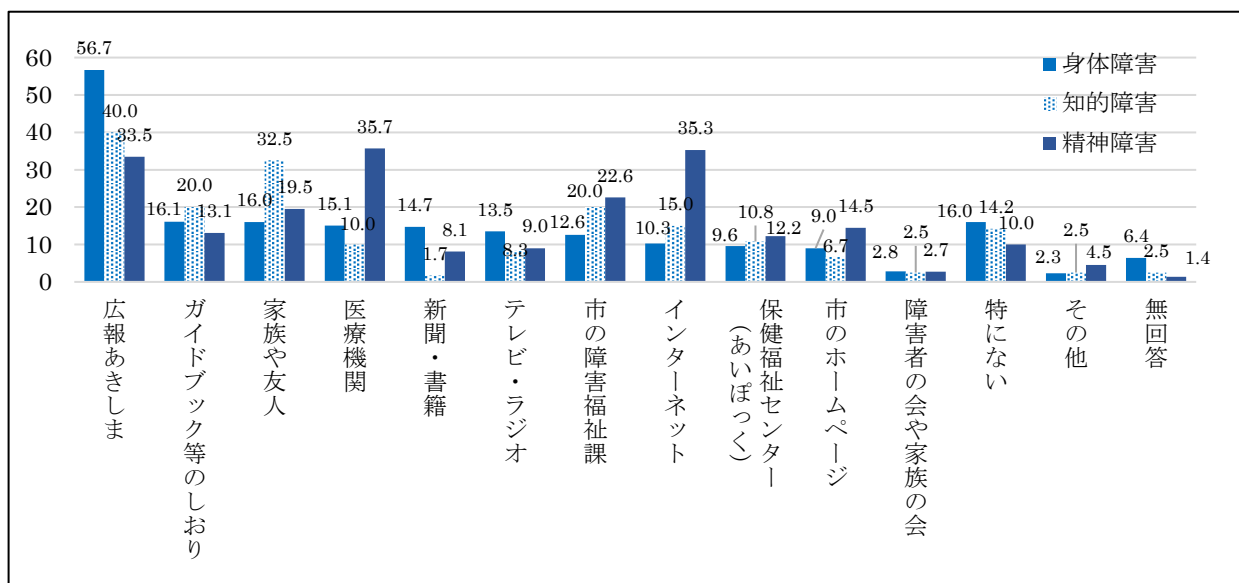
(18歳未満)



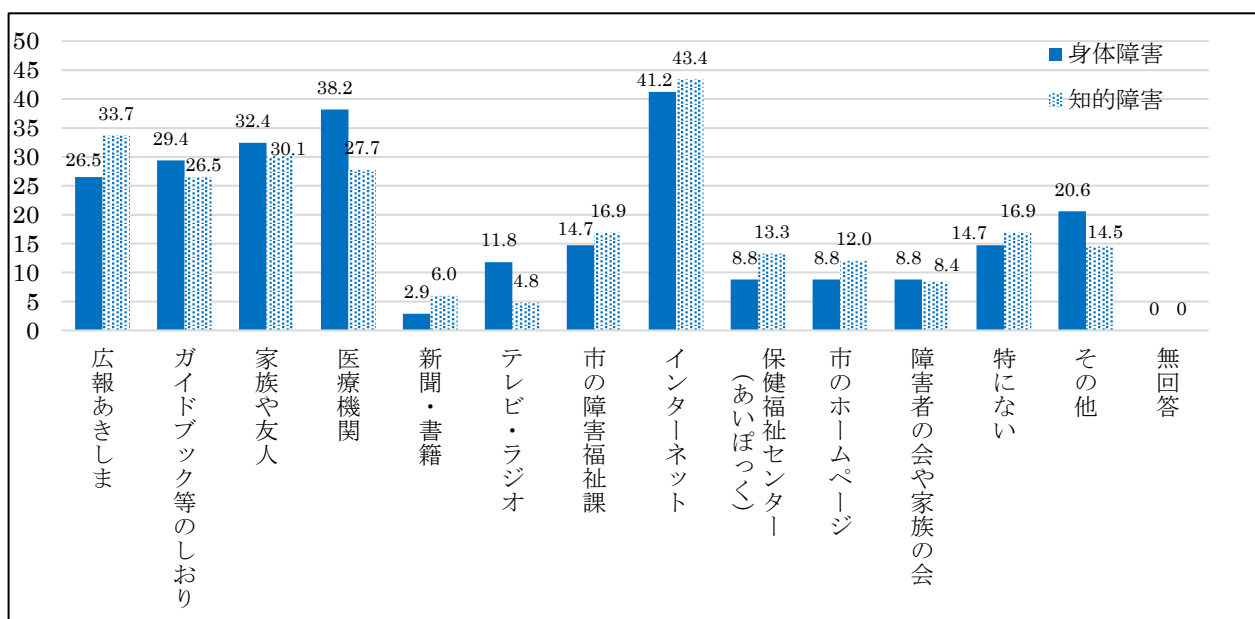
②福祉に関する情報の入手方法

- 身体障害、知的障害の18歳以上では「広報あきしま」がそれぞれ（56.7%）（40.0%）と最も多くなっています。
- 身体障害、知的障害の18歳未満では「インターネット」（41.2%）（43.4%）が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「医療機関」（35.7%）が最も多く、次いで「インターネット」（35.3%）「広報あきしま」（33.5%）となっています。

（18歳以上）



（18歳未満）

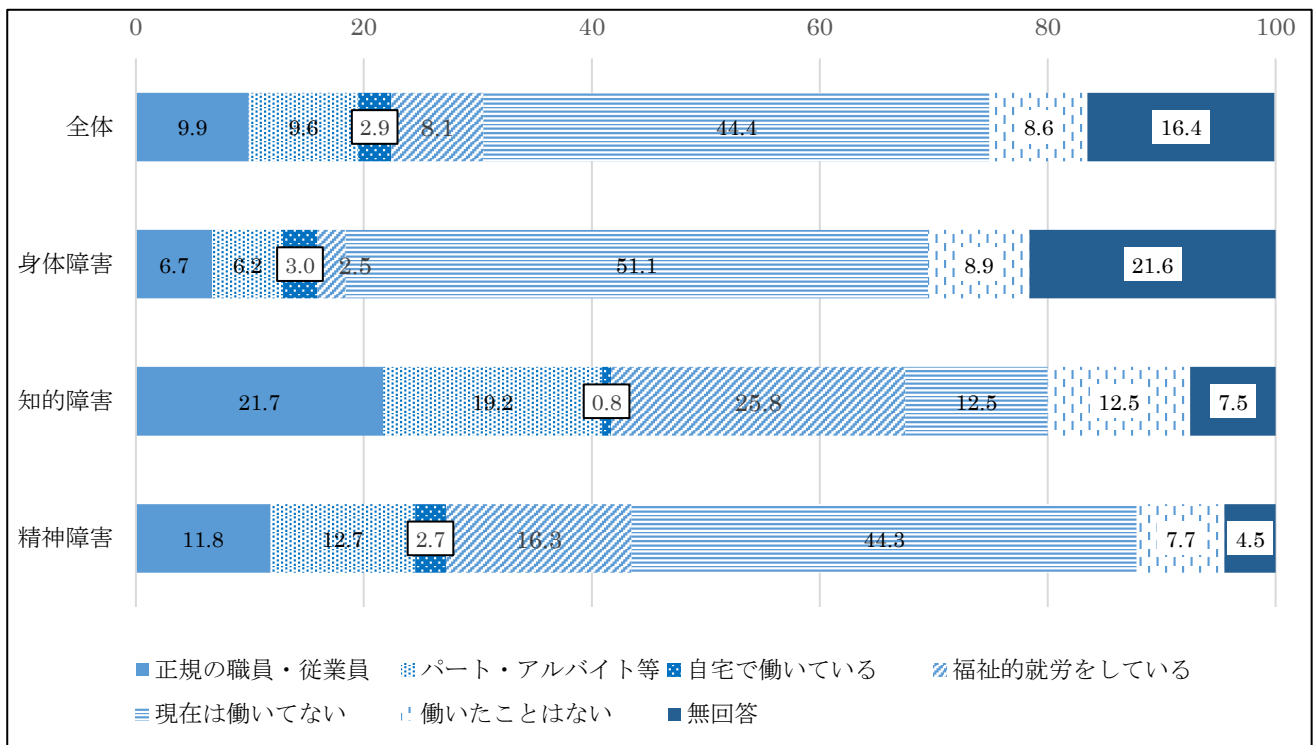


(4) 日中活動や仕事について

①現在の就労状況

- 全体では、「現在は働いてない」(44.4%)と最も多く、次いで「正規の職員・従業員」(9.9%)、「パート・アルバイト等」(9.6%)、「働いたことはない(在学中を含む)」(8.6%)となっています。
- 身体障害、精神障害では、「現在は働いてない」(51.1%)(44.3%)と最も多くなっています。
- 知的障害では「福祉的就労をしている」(25.8%)が最も多く、次いで「正規の職員・従業員」(21.7%)となっています。
- 精神障害では「パート・アルバイト等」(12.7%)、「福祉的就労をしている」(16.3%)が多くなっています。

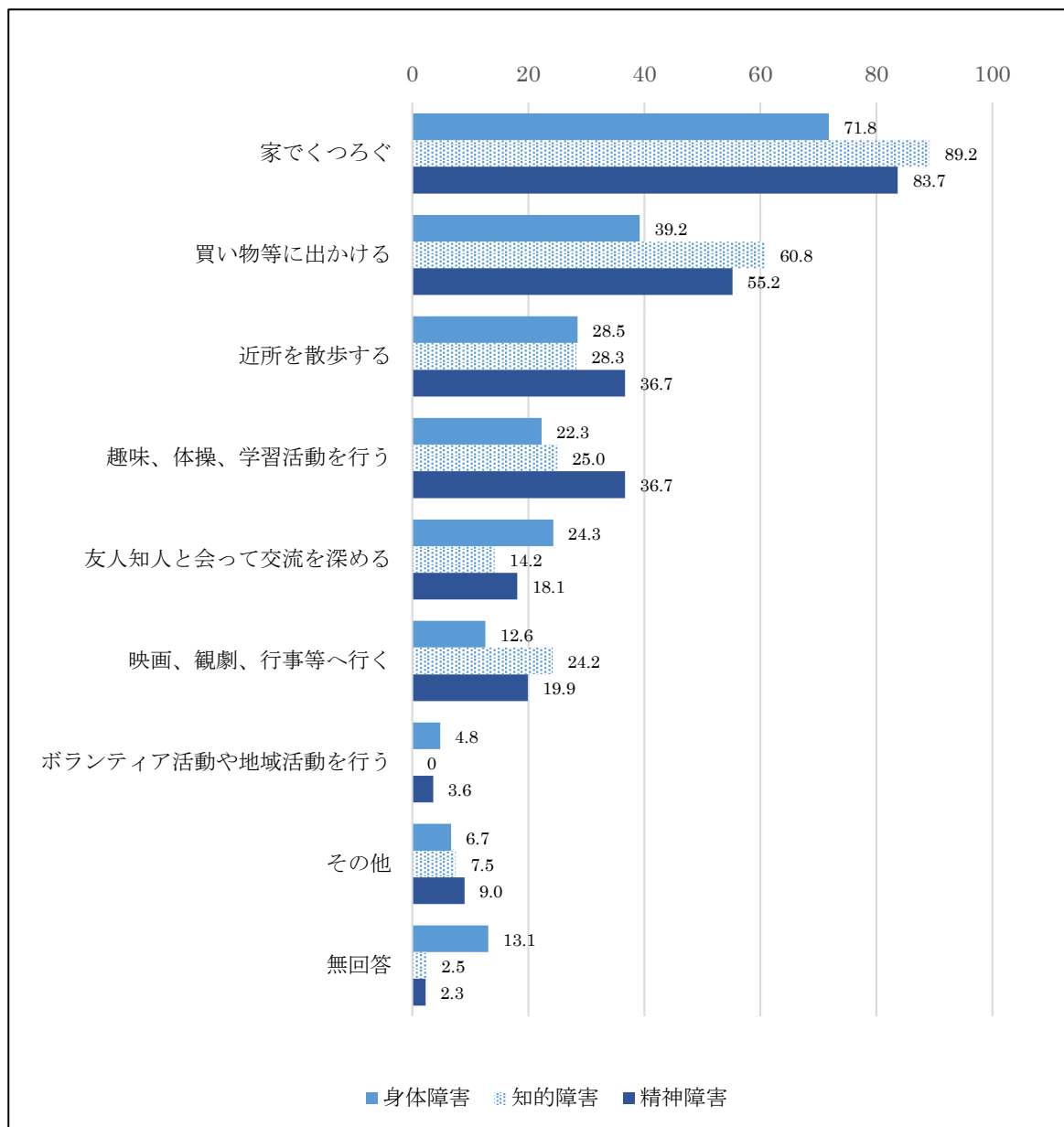
(18歳以上)



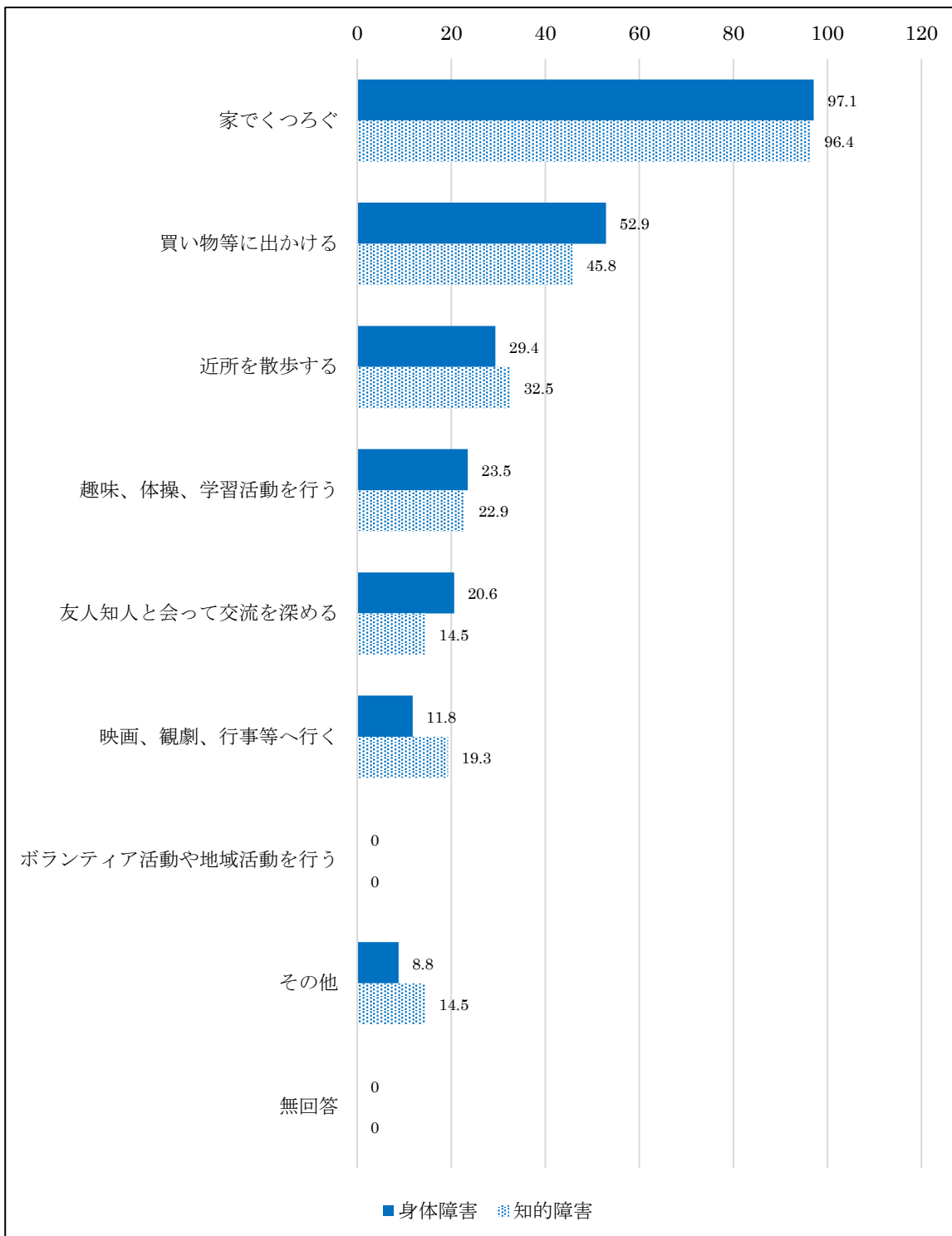
②自由な時間の過ごし方

- 全ての障害の全ての年齢層で「家でくつろぐ」が最も多く、次に「買い物等に出かける」が約4割から5割以上を占めています。

(18歳以上)



(18歳未満)

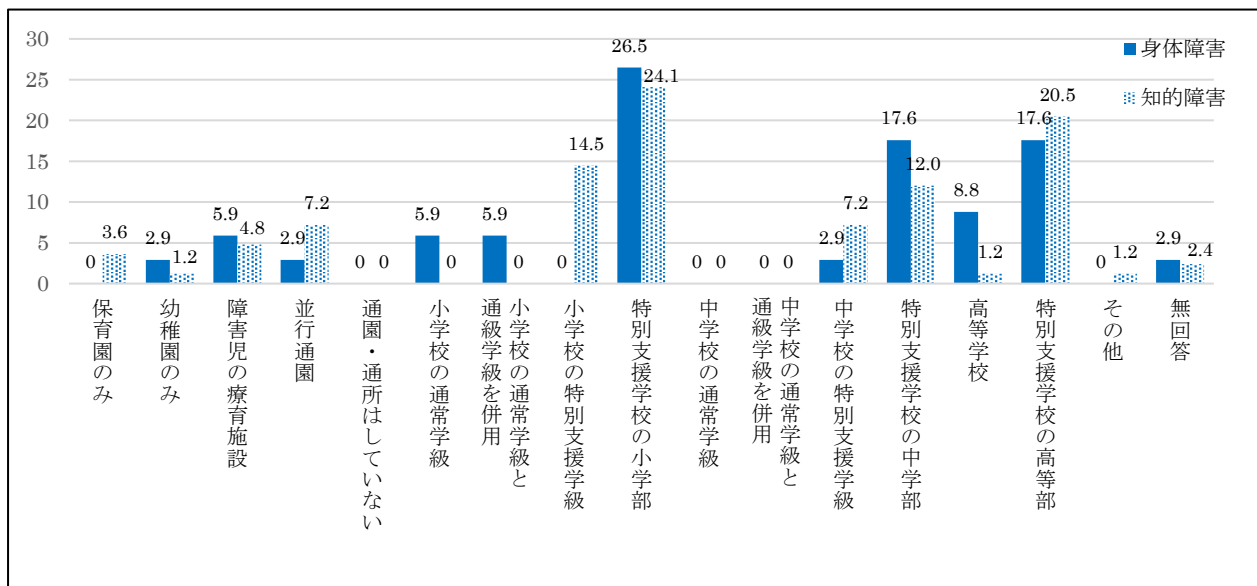


(5) 保育・教育・療育について

①通園・通学の状況

- 身体障害では「特別支援学校の小学部」(26.5%)が最も多く、次いで「特別支援学校の中学部」、「特別支援学校の高等部」(ともに17.6%)が多くなっています。
- 知的障害では、「特別支援学校の小学部」(24.1%)が最も多くなっています。

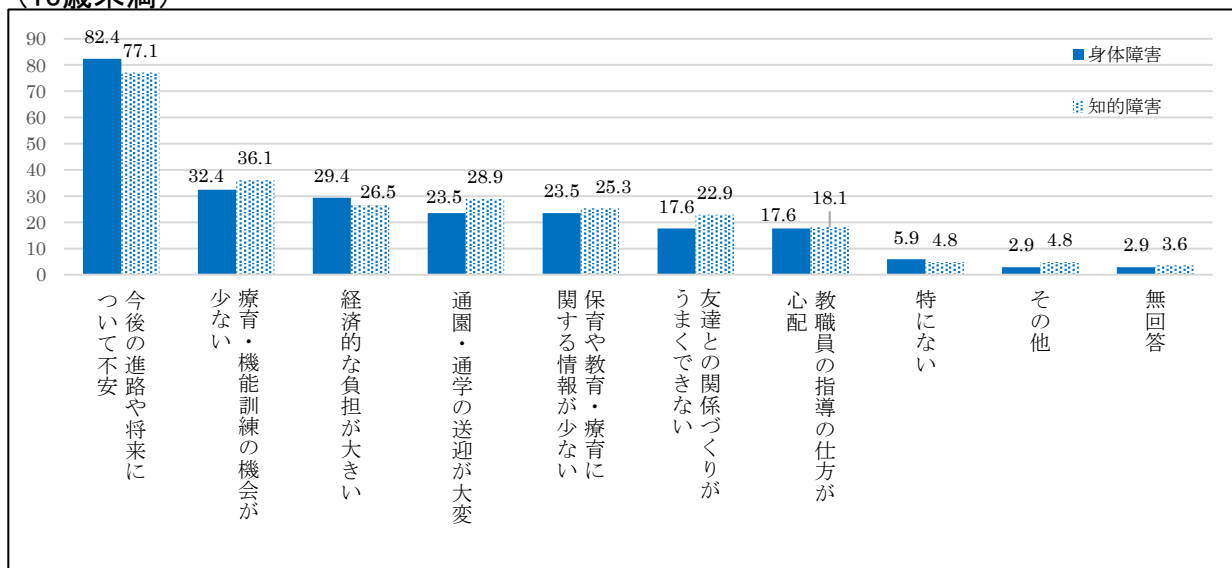
(18歳未満)



②通園・通学や学校生活で困っていること

- 身体障害、知的障害ともに「今後の進路や将来について不安」(82.4%) (77.1%)と最も多く、次いで「療育・機能訓練の機会が少ない」が3割以上となっています。

(18歳未満)

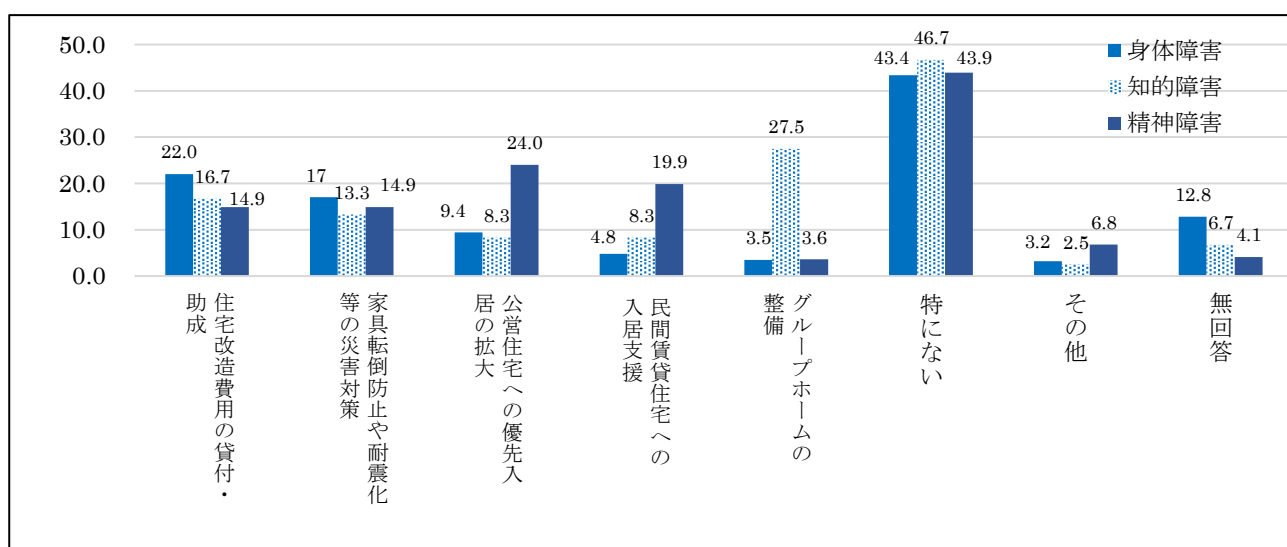


(6) 住まいについて

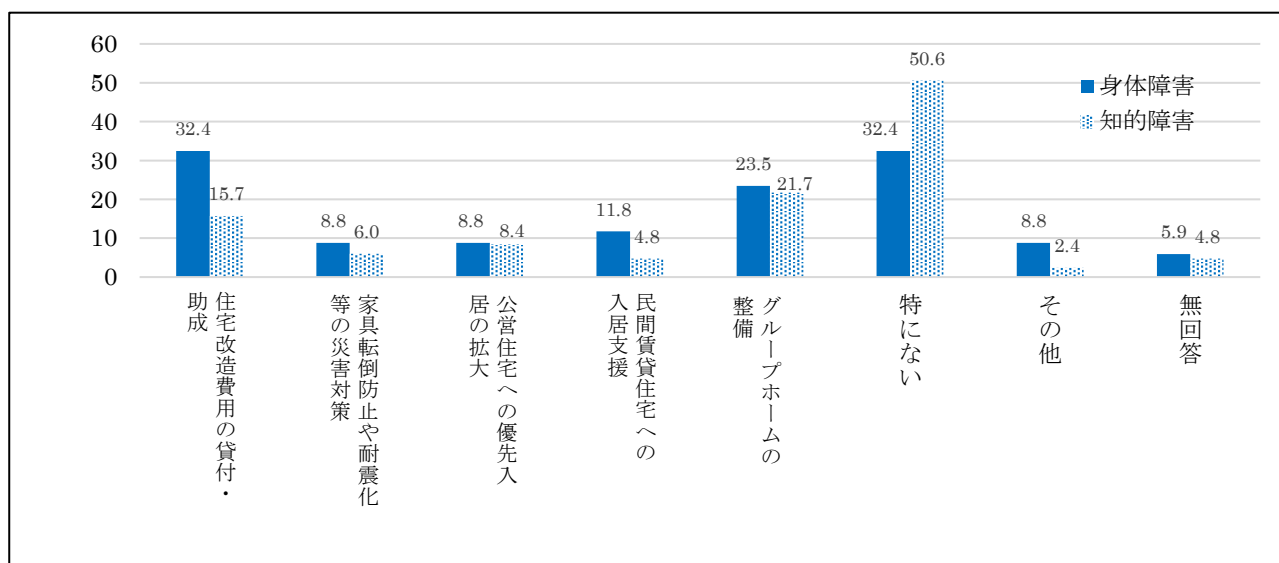
① 住まいに関する必要な支援

- 全ての障害の全ての年齢層で「特にない」が最も多くなっています。
- 身体障害の18歳以上では「住宅改造費用の貸付・助成」(22.0%)、知的障害では「グループホームの整備」(27.5%)、精神障害では「公営住宅への優先入居の拡充」(24.0%)、「民間賃貸住宅への入居支援」(19.9%)が他の支援と比べて多くなっています。
- 身体障害の18歳未満では「住宅改造費用の貸付・助成」(32.4%)が他の支援と比べて多くなっています。
- 知的障害の18歳未満では「グループホームの整備」(21.7%)が他の支援と比べて多くなっています。

(18歳以上)



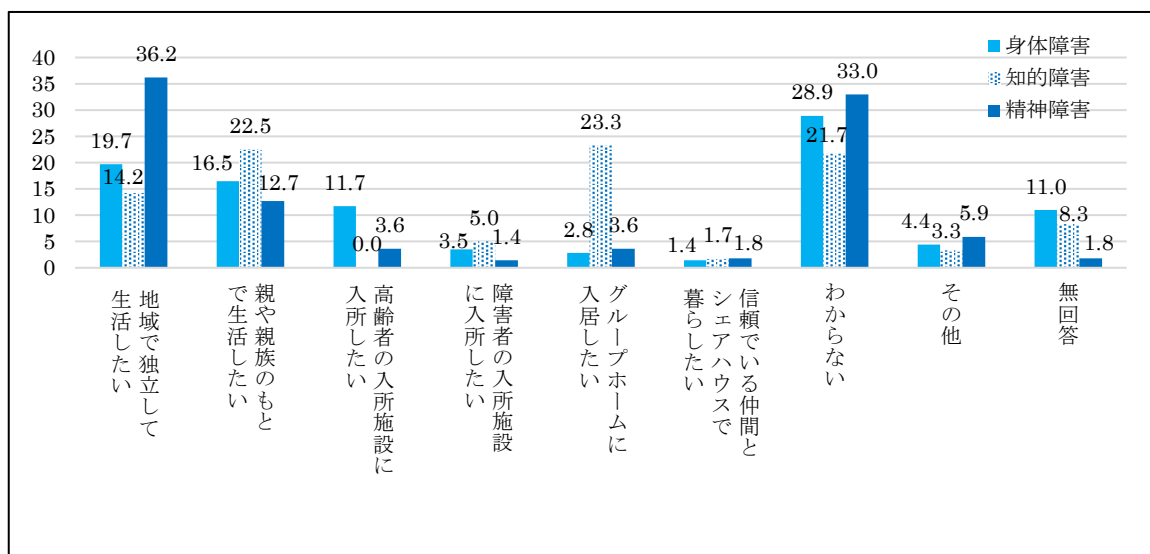
(18歳未満)



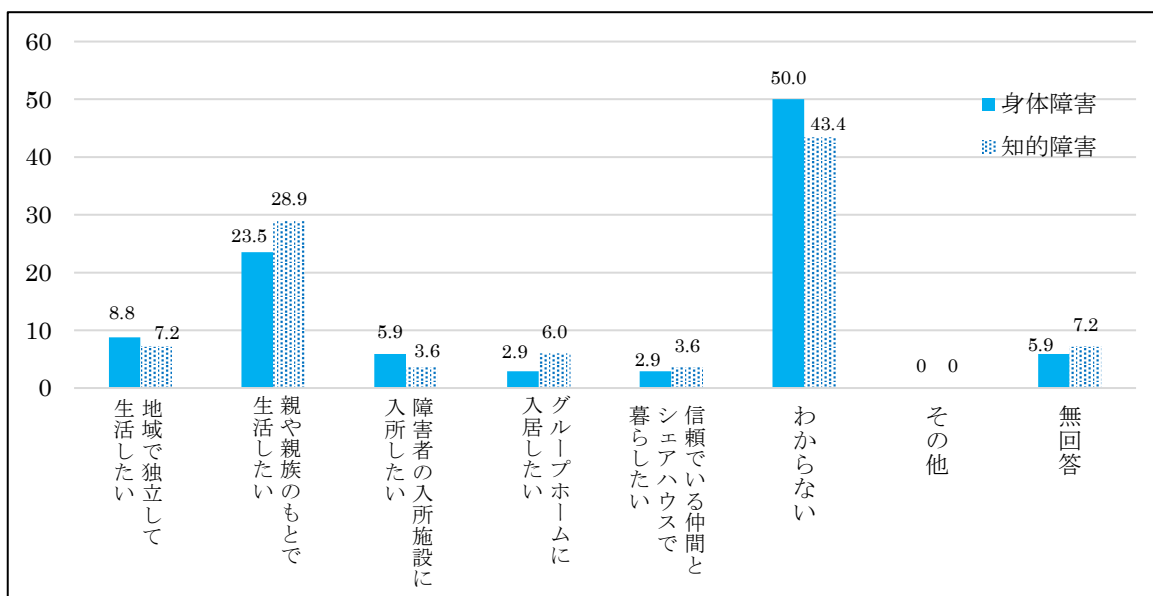
②将来の生活について

- 身体障害は全ての年齢層で「わからない」が最も多くなっています。また、18歳以上では「地域で独立して生活したい」(19.7%)、次いで「親や親族のもとで生活したい」(16.5%)が他の支援に比べて多くなっています。18歳未満では「親や親族のもとで生活したい」(23.5%)が他の支援に比べて多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「グループホームに入居したい」(23.3%)次いで「親や親族のもとで生活したい」(22.5%)が最も多くなっています。18歳未満では「わからない」(43.4%)が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「地域で独立して生活したい」(36.2%)が最も多くなっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

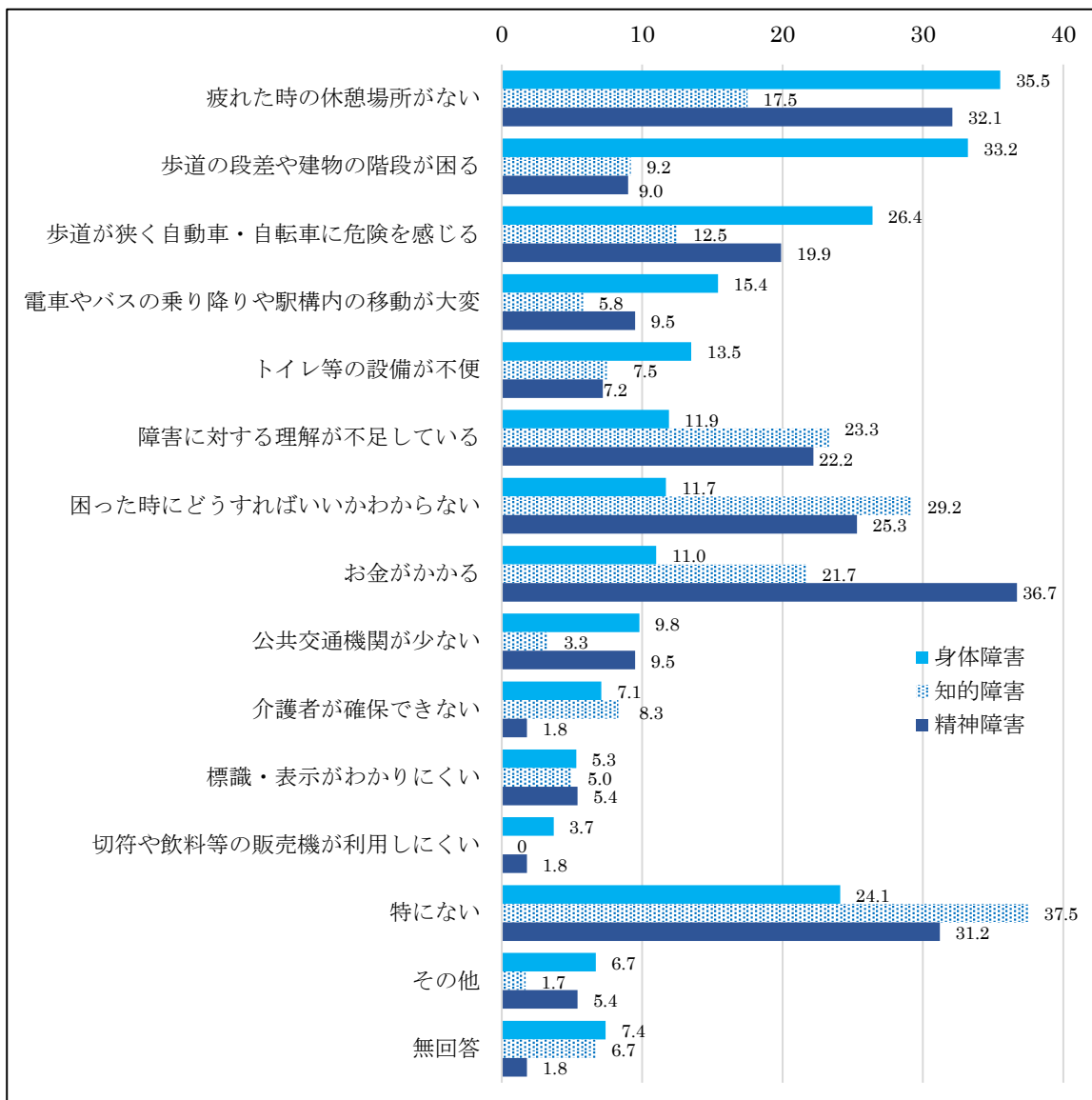


(7) 外出について

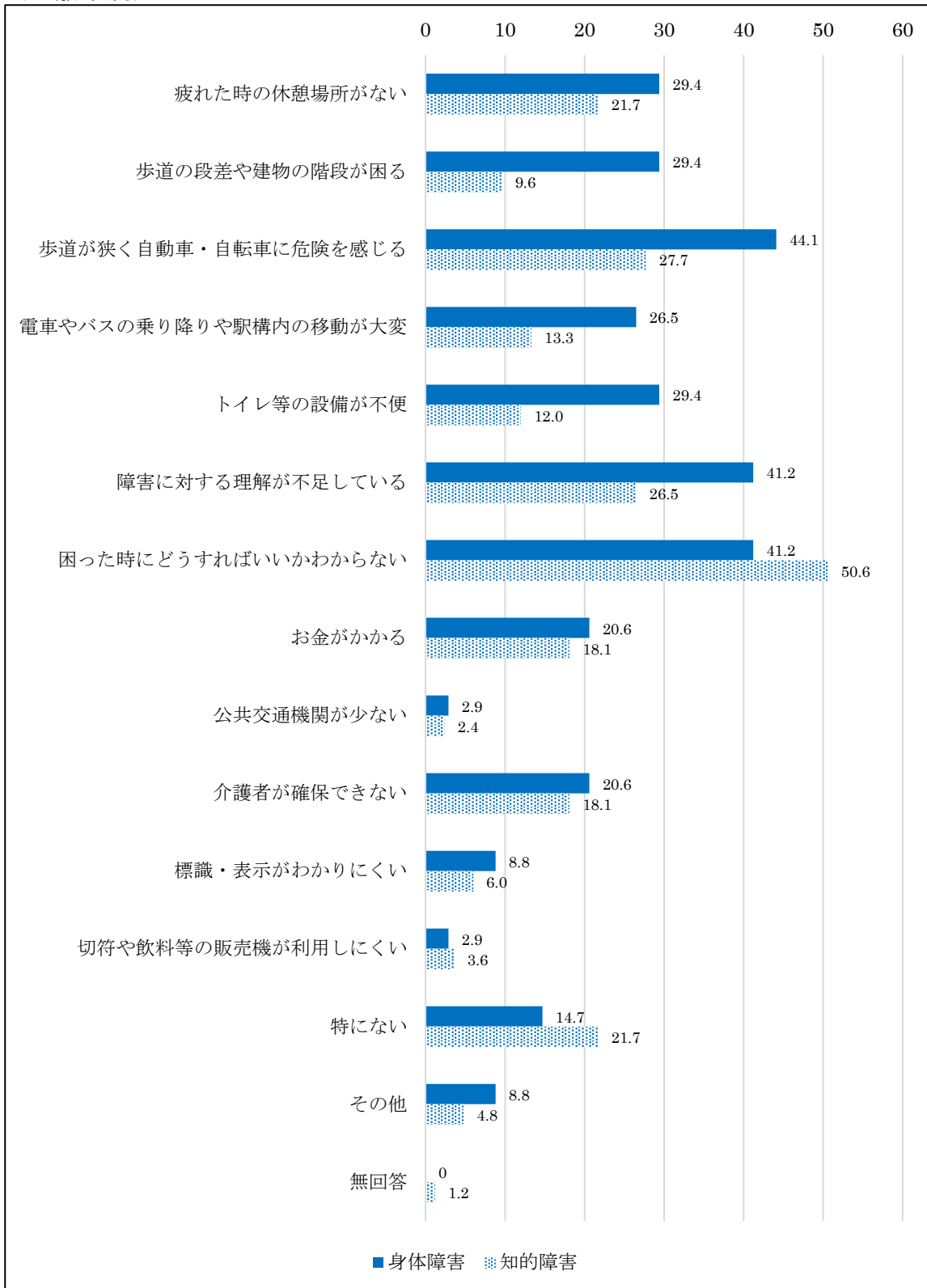
①外出に関して困っていること

- 身体障害の18歳以上では「疲れたときの休憩場所がない」(35.5%) が最も多く、次いで「歩道の段差や建物の階段が困る」(33.2%) となっています。18歳未満では「歩道が狭く自動車・自転車に危険を感じる」(44.1%) が最も多く、次いで「障害に対する理解が不足している」「困った時にどうすればよいか分からない」(ともに41.2%) となっています。
- 知的障害の18歳以上では「特にない」(37.5%) が最も多く、次いで「困った時にどうすればよいか分からない」(29.2%) となっています。18歳未満では「困った時にどうすればよいか分からない」(50.6%) が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「お金がかかる」(36.7%) が最も多くなっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

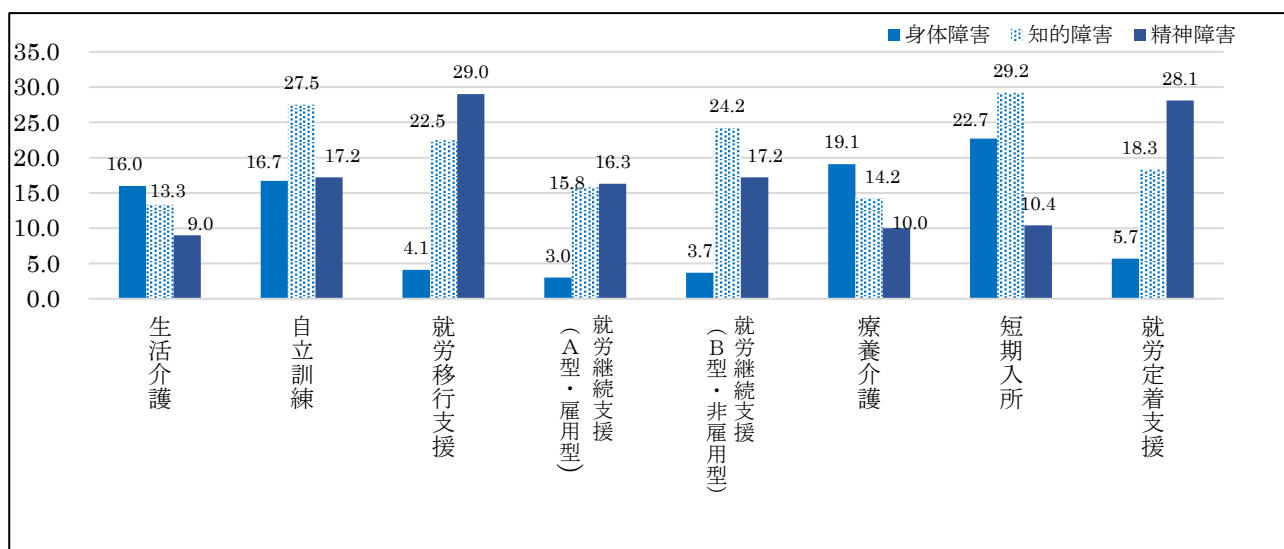


(8) 福祉サービスの利用について

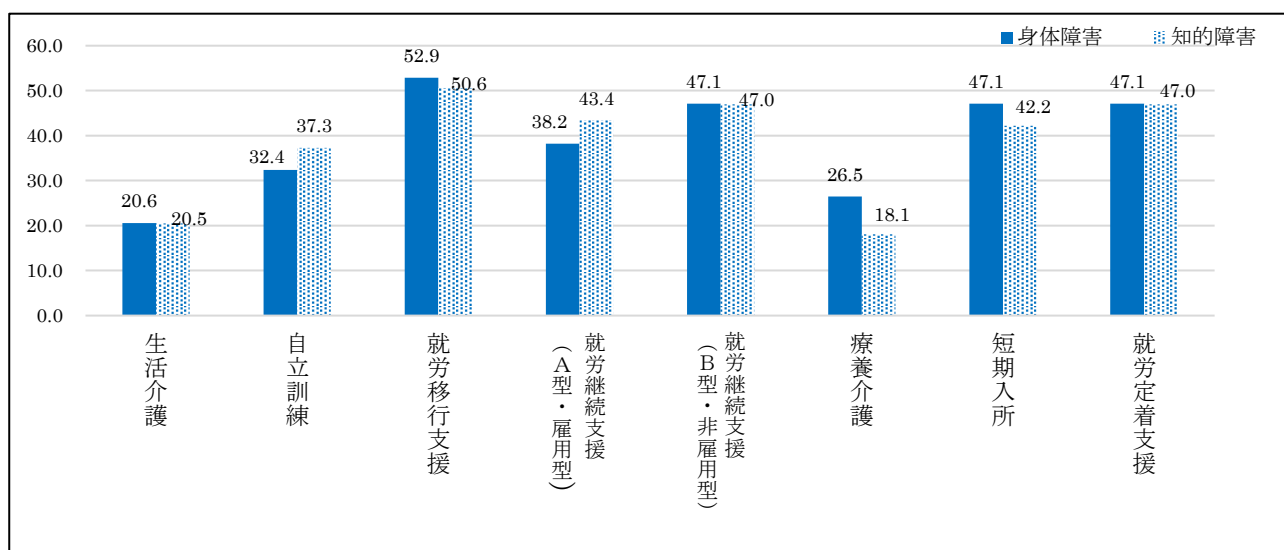
①日中活動系サービスの利用意向について

- 身体障害の18歳以上では「短期入所」(22.7%)が最も多くなっております。次いで、「療養介護」(19.1%)、「自立訓練」(16.7%)「生活介護」(16.0%)が多くなっています。18歳未満は、「就労移行支援」(52.9%)が最も多く、次いで、「就労継続支援(B型・非雇用型)」、「短期入所」、「就労定着支援」(それぞれ47.1%)と多くなっております。
- 知的障害の18歳以上では、「短期入所」(29.2%)が最も多くなっております。18歳未満では、「就労移行支援」(50.6%)が最も多く、次いで「就労継続支援(B型・日雇用型)」、「就労定着支援」(それぞれ47.0%)となっております。
- 精神障害の18歳以上では、「就労移行支援」、「就労定着支援」が約3割となっております。

(18歳以上)



(18歳未満)

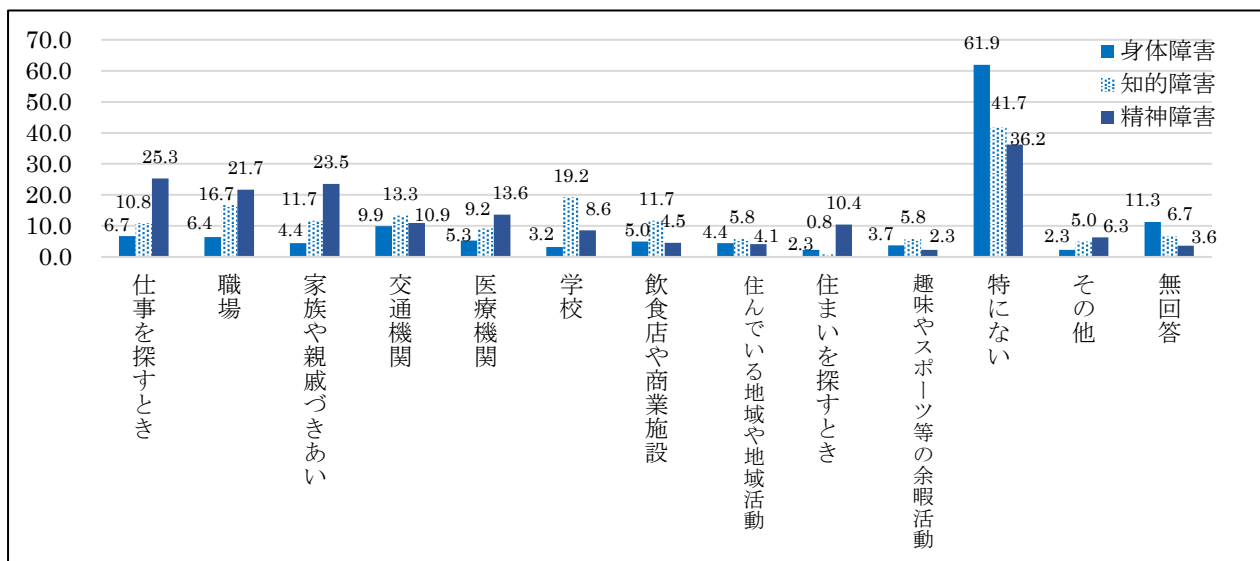


(9) 権利擁護・障害理解について

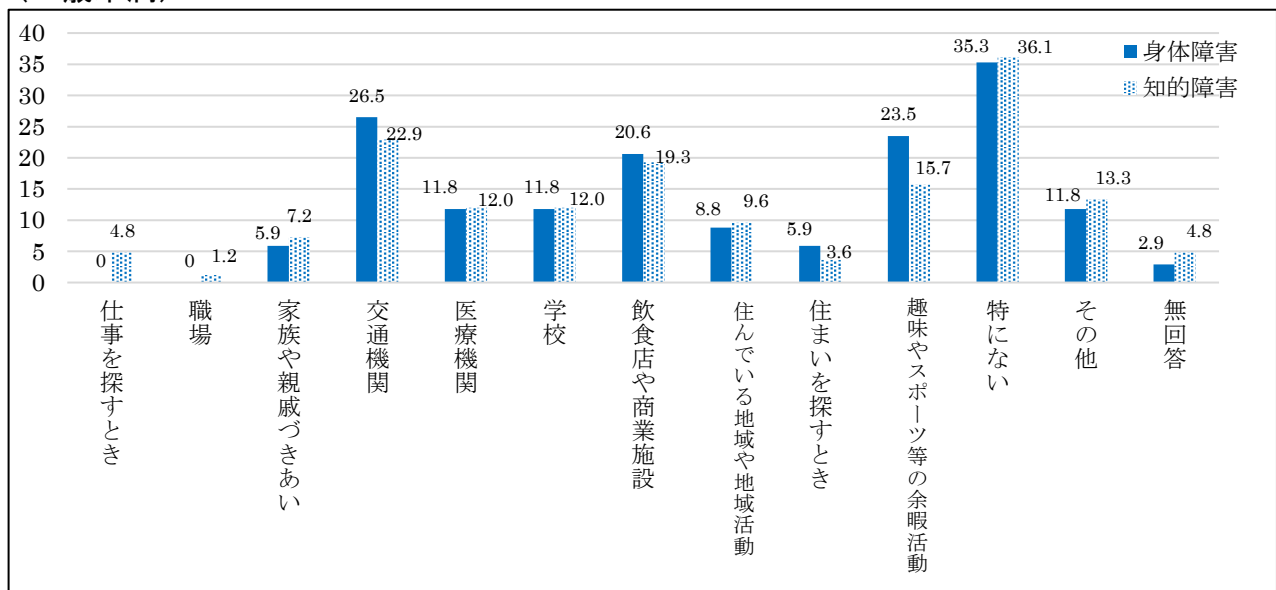
①障害を理由に差別を受けていると感じた場面

- 身体障害及び知的障害の18歳以上では「特にない」が最も多くなっています。また、身体障害では「交通機関」(9.9%)が多くなっています。知的障害では「学校」(19.2%)、「職場」(16.7%)が多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では、「仕事を探すとき」(25.3%)が多くなっています。次いで、「家族や親戚づきあい」(23.5%)、「職場」(21.7%)となっています。
- 身体障害、知的障害の18歳未満では「交通機関」(それぞれ26.5%、22.9%)が多くなっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

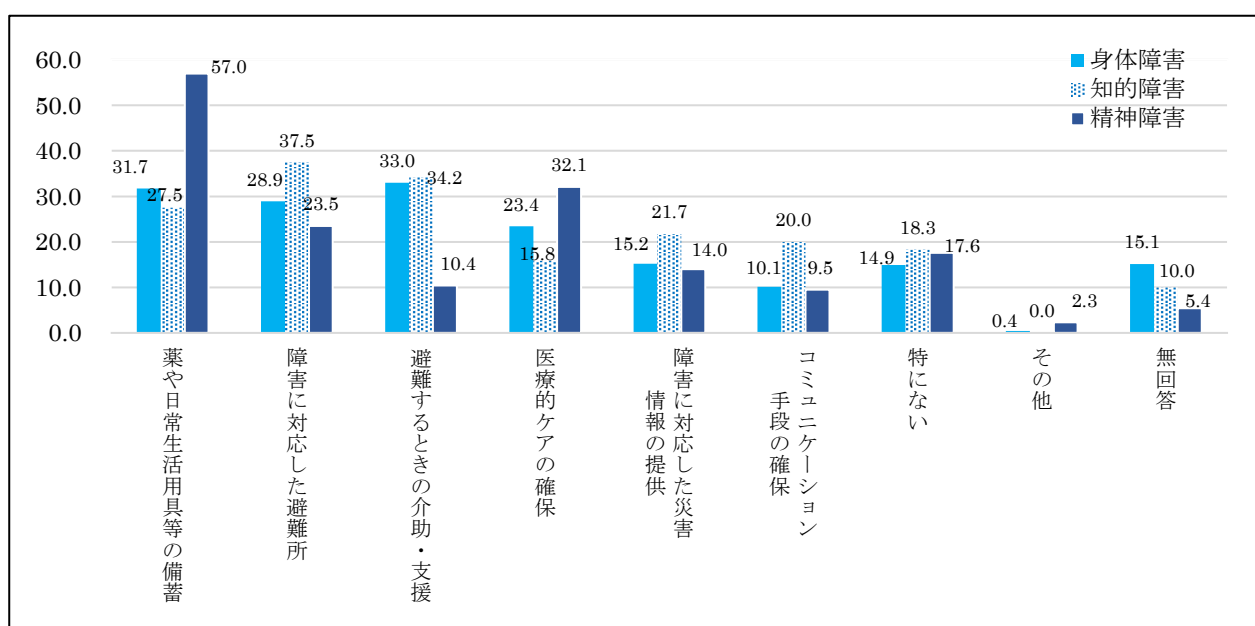


(10) 災害対策について

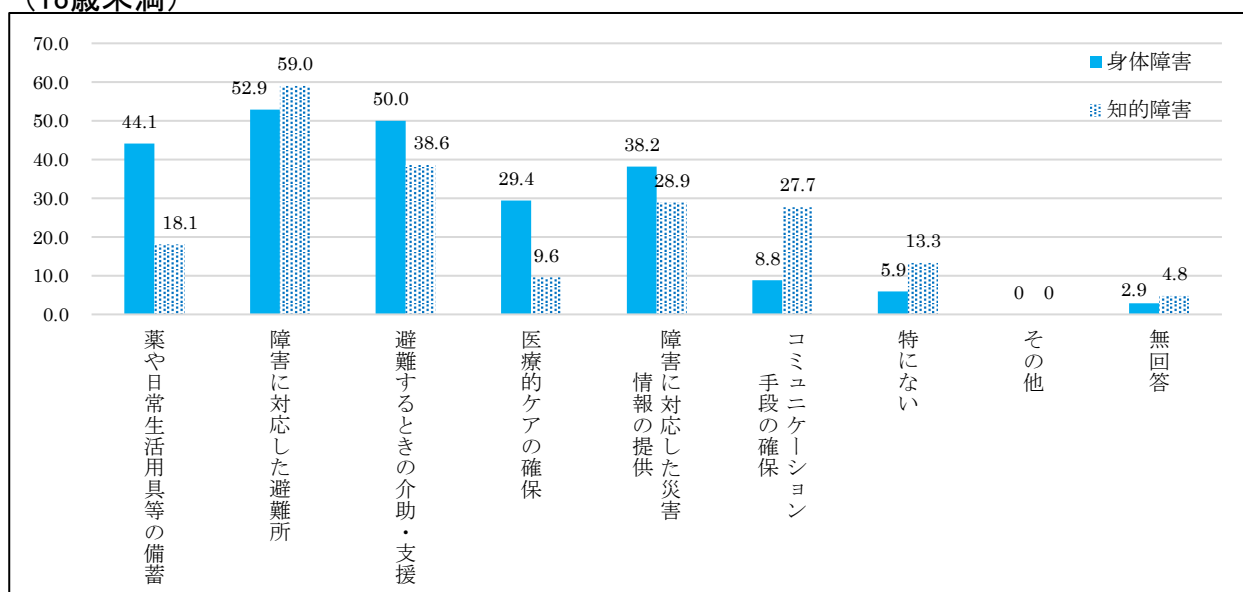
①災害時に必要な支援

- 身体障害の18歳以上では「避難するときの介助・支援」(33.0%)と最も多くなっています。18歳未満では「障害に対応した避難場所」(52.9%)が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上、18歳未満で「障害に対応した避難場所」(37.5%)(59.0%)がともに最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「薬や日常生活用具等の備蓄」(57.0%)が特に多く、次いで「医療的ケアの確保」(32.1%)となっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

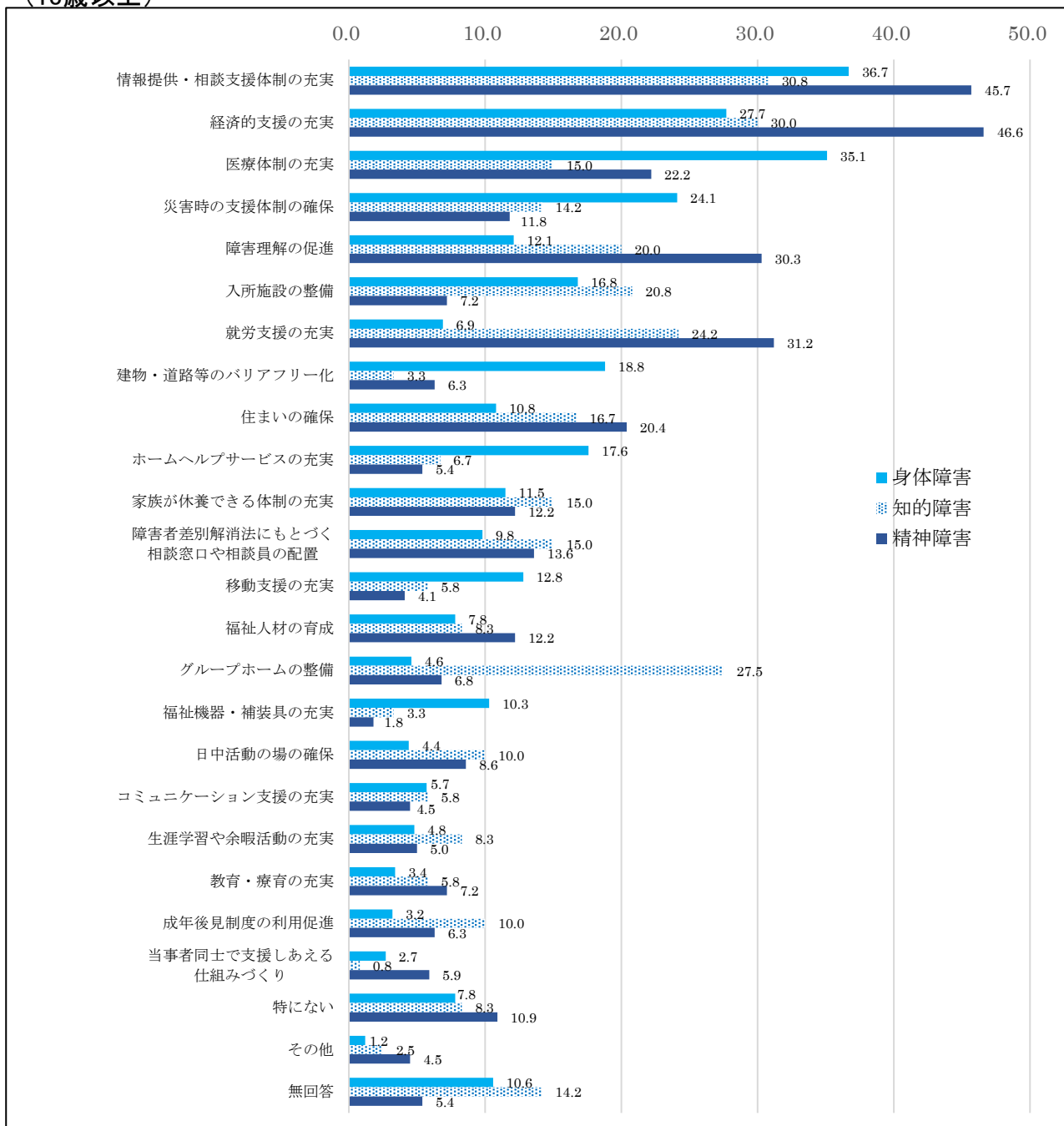


(11) 障害者施策について

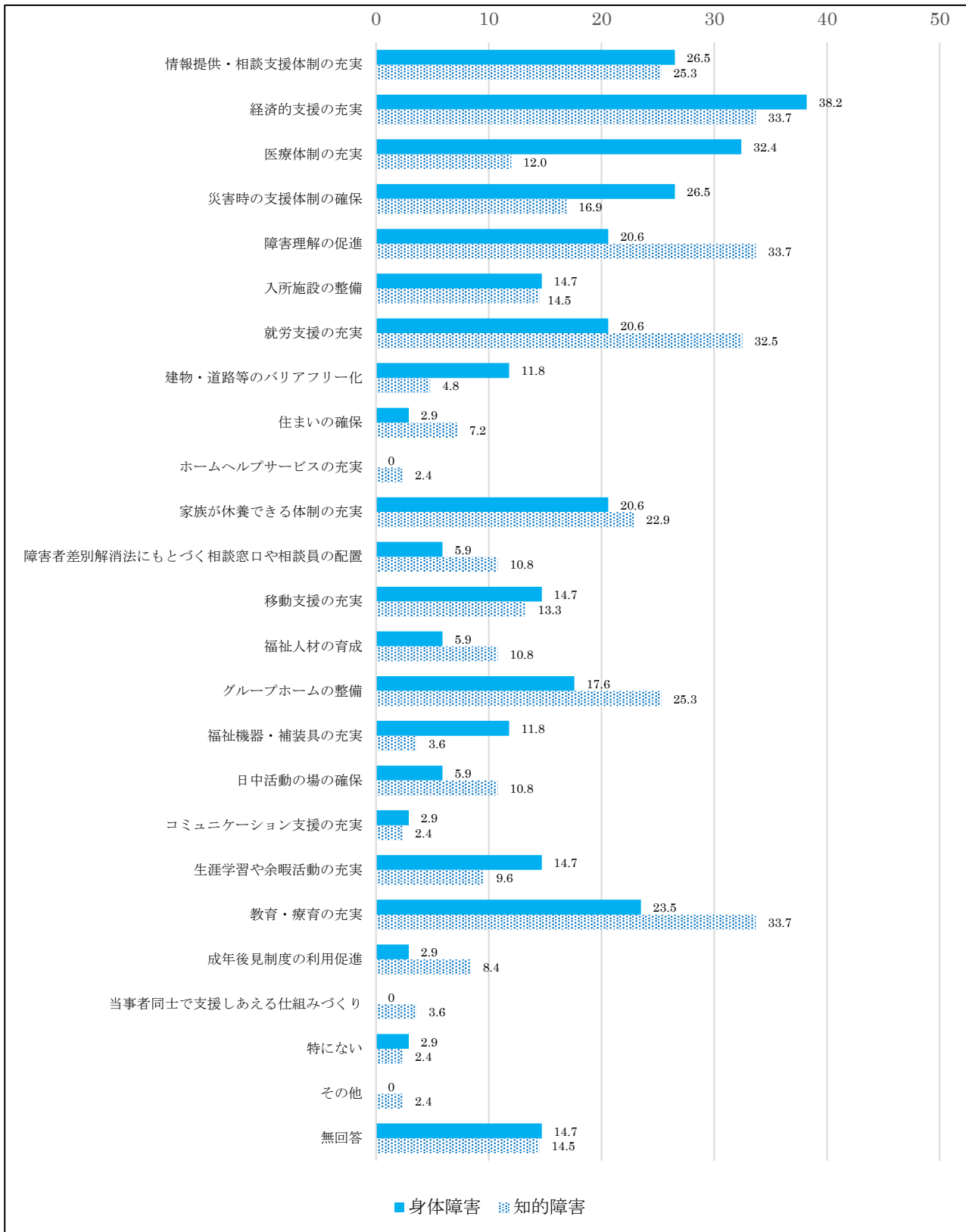
①地域で暮らすうえで市が重点的に取り組むべき施策

- 身体障害、精神障害の18歳以上で、「情報提供・相談支援体制の充実」が3割を超えています。
- 精神障害の18歳以上では「経済的支援の充実」(46.6%)が特に高くなっています。
- 知的障害の18歳未満では「経済的支援の充実」、「教育・療育の充実」、「障害者理解の促進」(33.7%)が最も多くなっています。身体障害の18歳未満でも「経済的支援の充実」(38.2%)が最も多く、次いで「医療体制の充実」となっています。

(18歳以上)



(18歳未満)



第2節 障害福祉サービス事業所アンケート調査

1 調査目的

昭島市障害者プラン策定の基礎資料とするため、障害福祉サービス事業所の事業状況や今後の事業展開、福祉に対する意見や要望を把握し、今後の障害福祉施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者：昭島市内の障害福祉サービス事業所（54事業所（配布数63））
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：令和4年11月2日～11月18日

3 調査内容（項目）

①事業所の概要	2問
②事業運営の概要	7問
③サービスの提供	6問
④利用者本位のしくみづくり	6問
⑤自由意見	1問
合 計	22問

4 回収結果

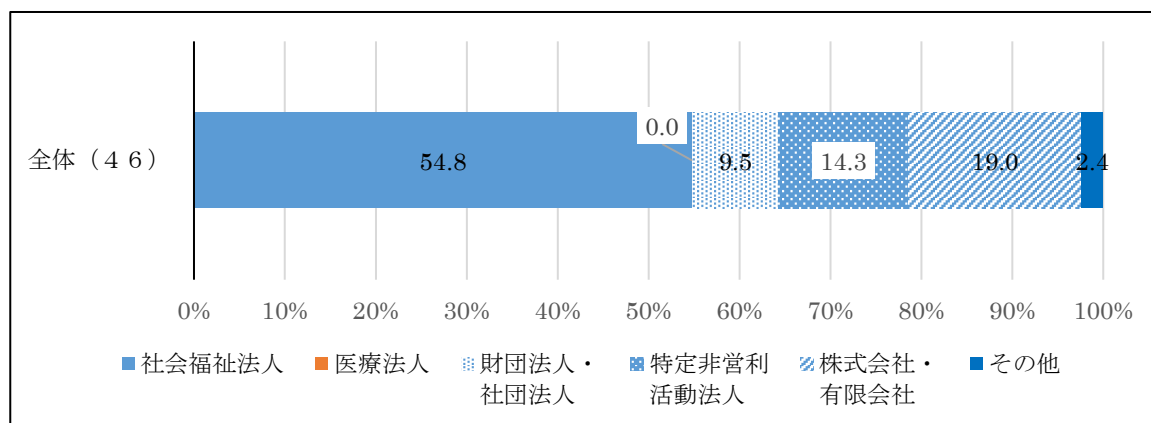
配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
63	42	66.7%

5 調査結果のまとめ

(1) 事業所の概要について

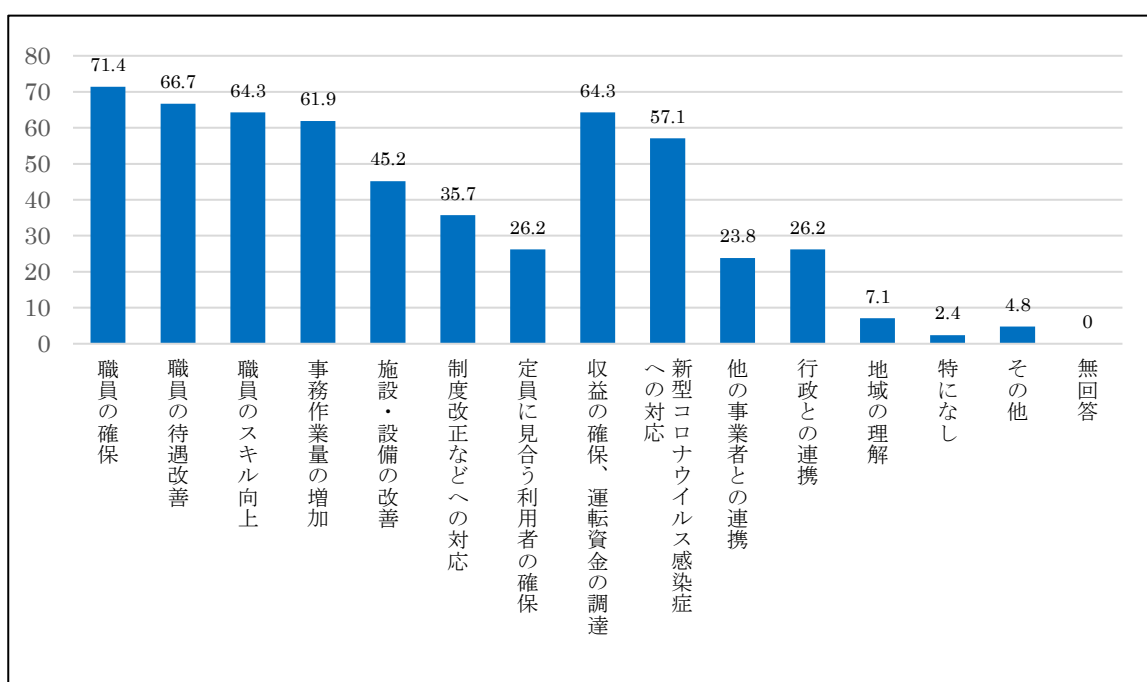
①法人種別

・「社会福祉法人」が全体の半数以上を占めています。



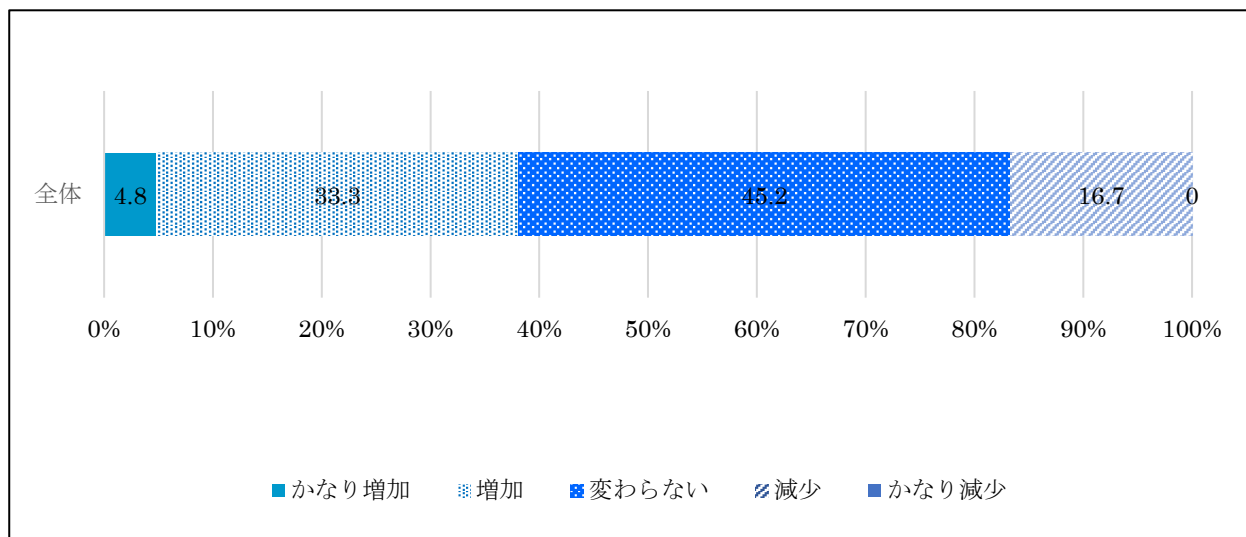
②経営上の問題

・「職員の確保が難しい」(71.4%)が最も多くなっています。次いで「職員の待遇改善」(66.7%)「職員のスキル向上」(64.3%)「事務作業量が多い」(61.9%)となっています。



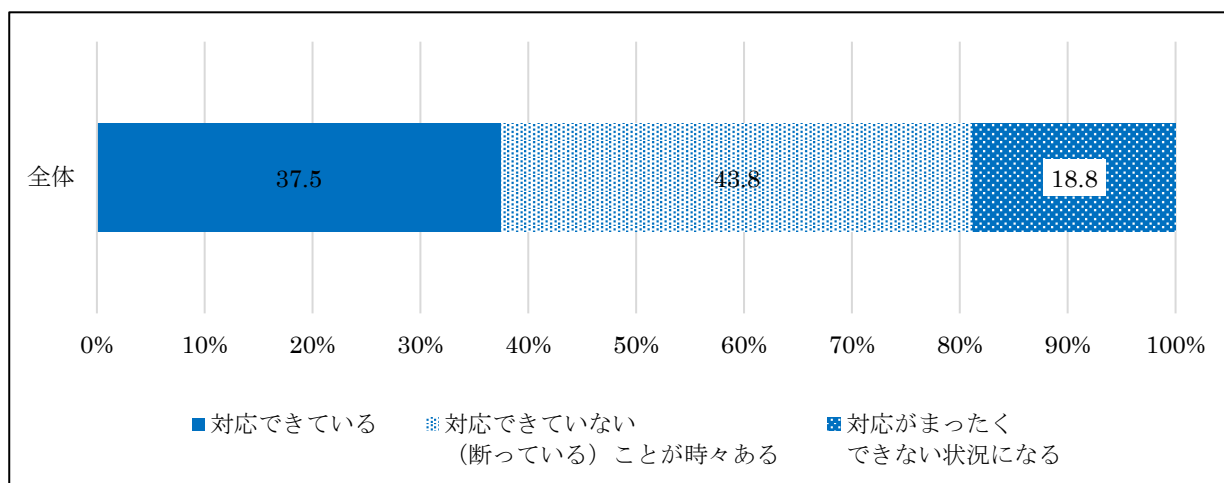
③新規サービス依頼者数の動向

- 「変わらない」(45.2%) が最も多く、次いで「増加」(33.3%)、「減少」(16.7%) となっています。



④新規サービス依頼者数への対応

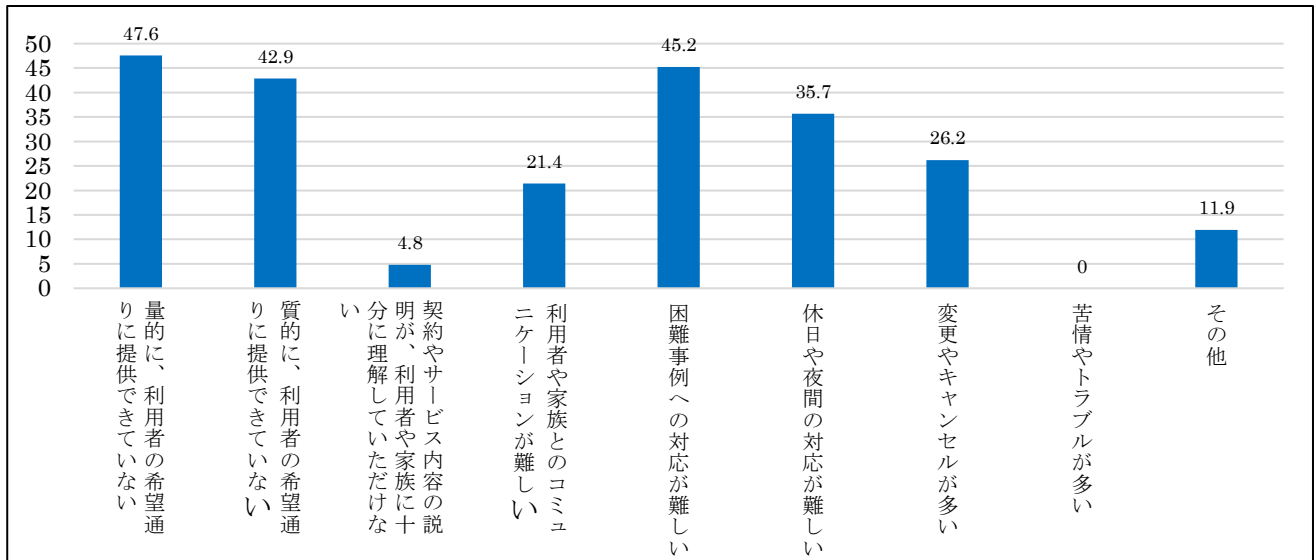
- 「対応できていない(断っている)ことが時々ある」(43.8%) が最も多く、次いで「対応できている」(37.5%)、「対応がまったくできない状況にある」(18.8%) となっています。



(2) サービスの提供について

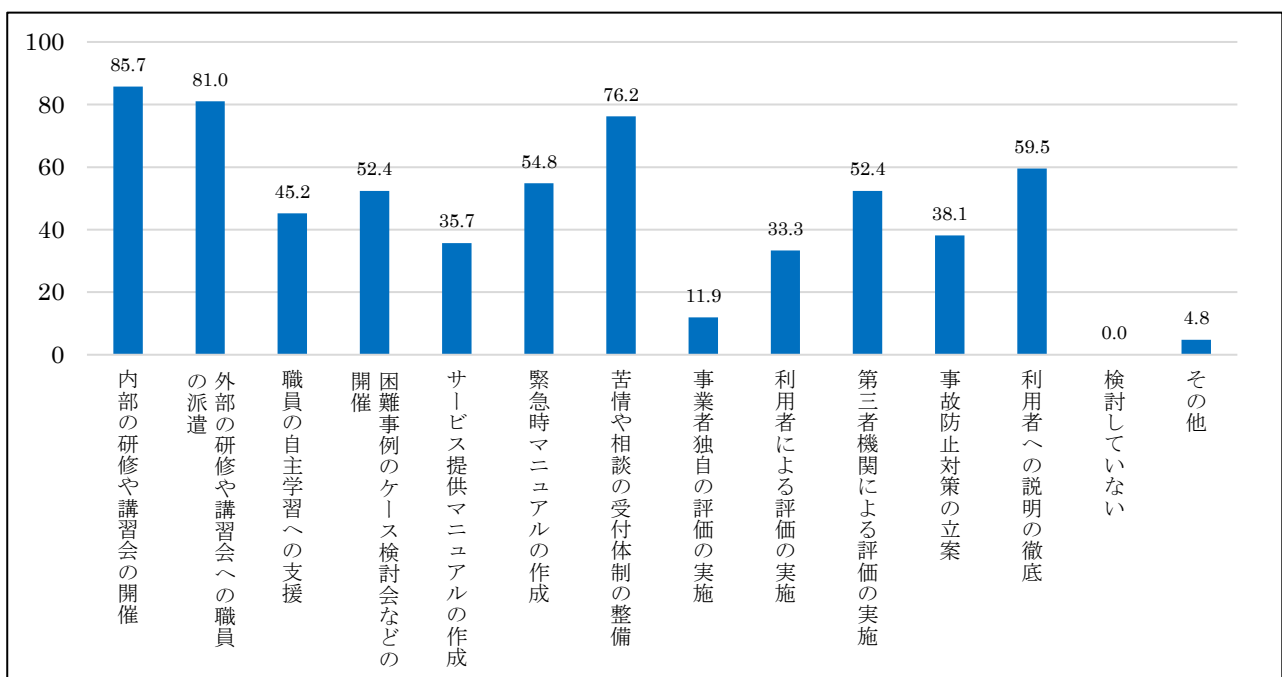
① サービスを提供する上での課題

- 「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」(47.6%) が最も多く、次いで「困難事例への対応が難しい」(45.2%)、「質的に、利用者の希望通りに提供できていない」(42.9%) となっています。



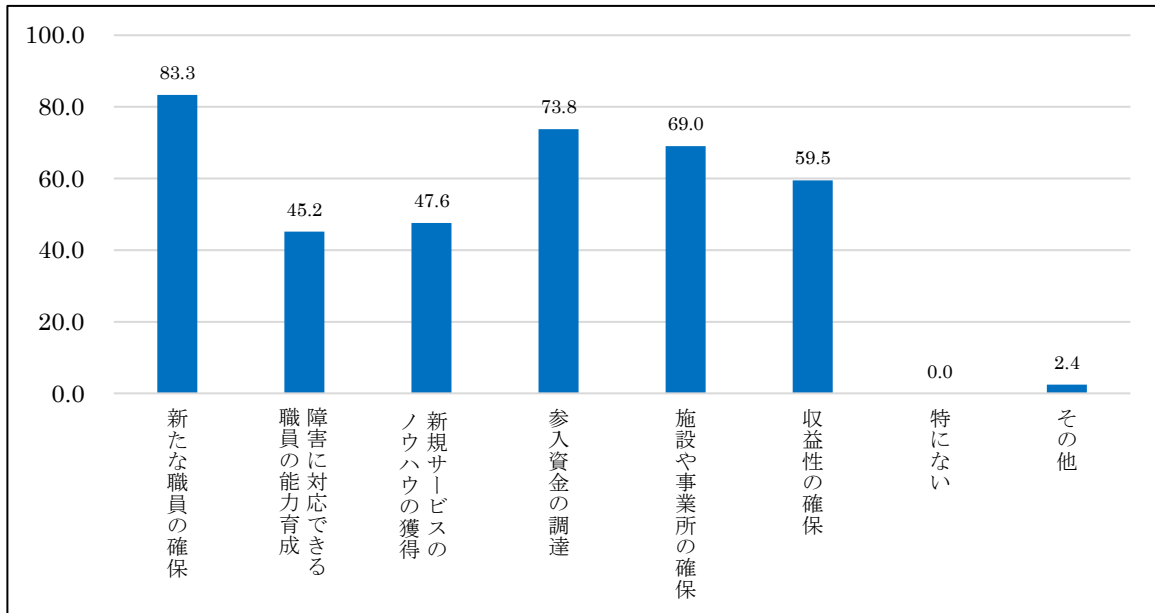
② サービス向上のために行っている取り組み

- 「内部の研修や講習会の開催」(85.7%) が最も多く、次いで「外部の研修や講習会への職員の派遣」(81.0%)、「苦情や相談の受付体制の整備」(76.2%) となっています。



③新規サービスに参入する上での課題

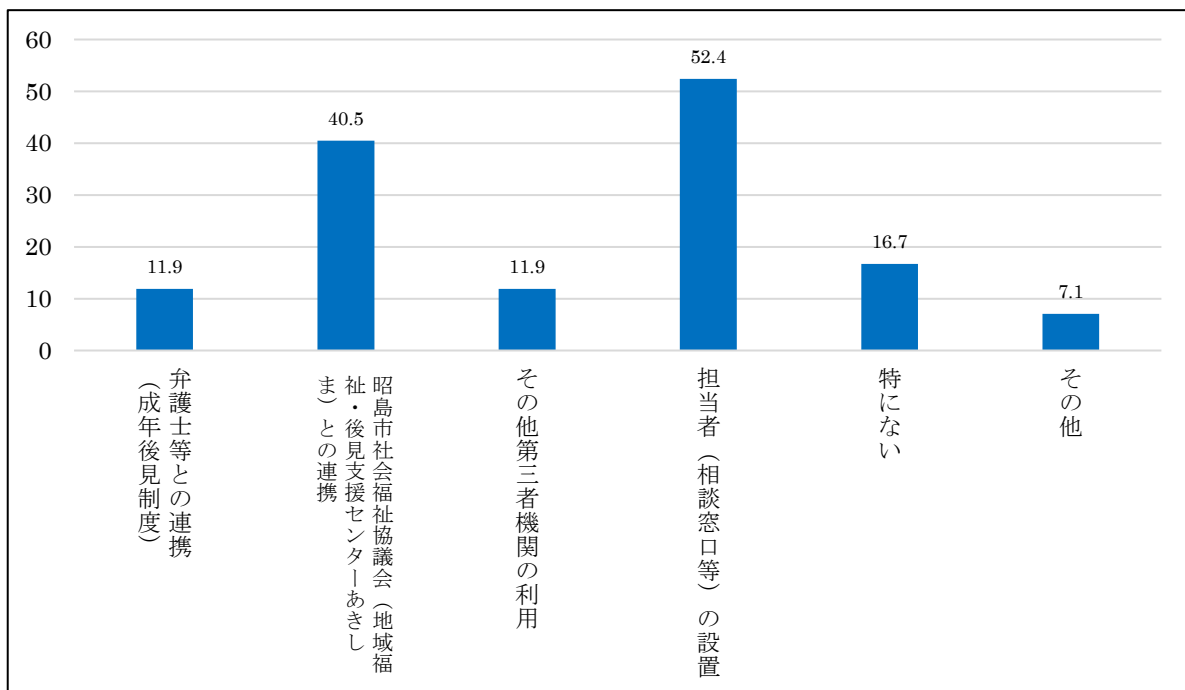
- 「新たな職員の確保」(83.3%)が最も多く、次いで「参入資金の調達」(73.8%)「施設や事業所の確保」(69.0%)となっています。



(3) 利用者本位のしくみづくりについて

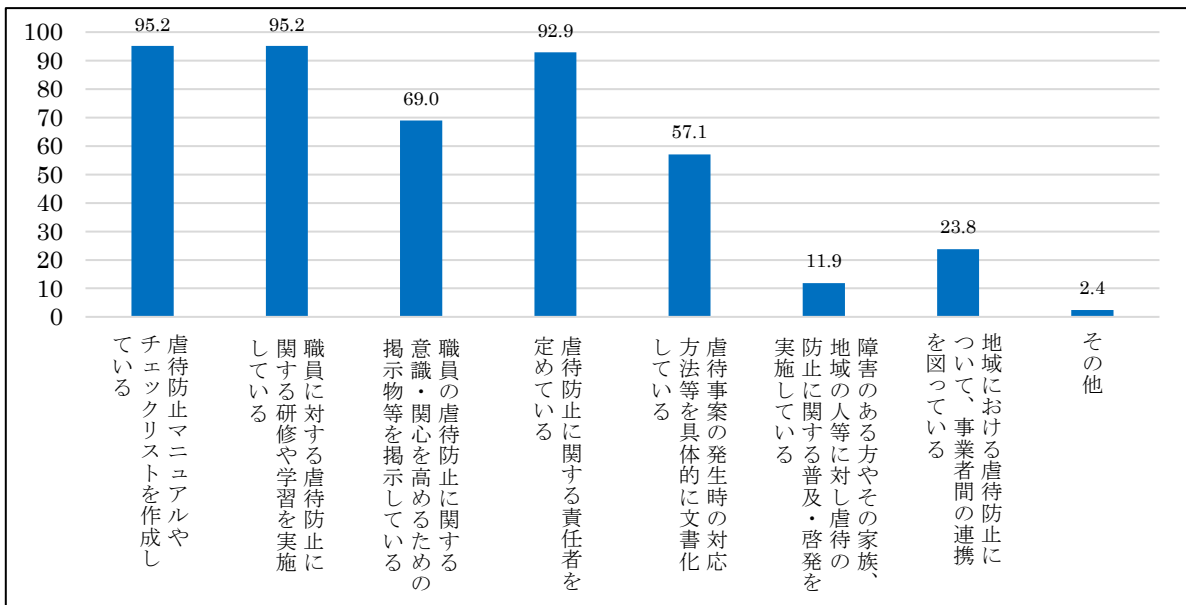
①権利擁護について実施していること

- 「担当者(相談窓口等)の設置」(52.4%)が最も多く、次いで「昭島市社会福祉協議会(地域福祉・後見支援センターあきしま)との連携」(40.5%)となっています。



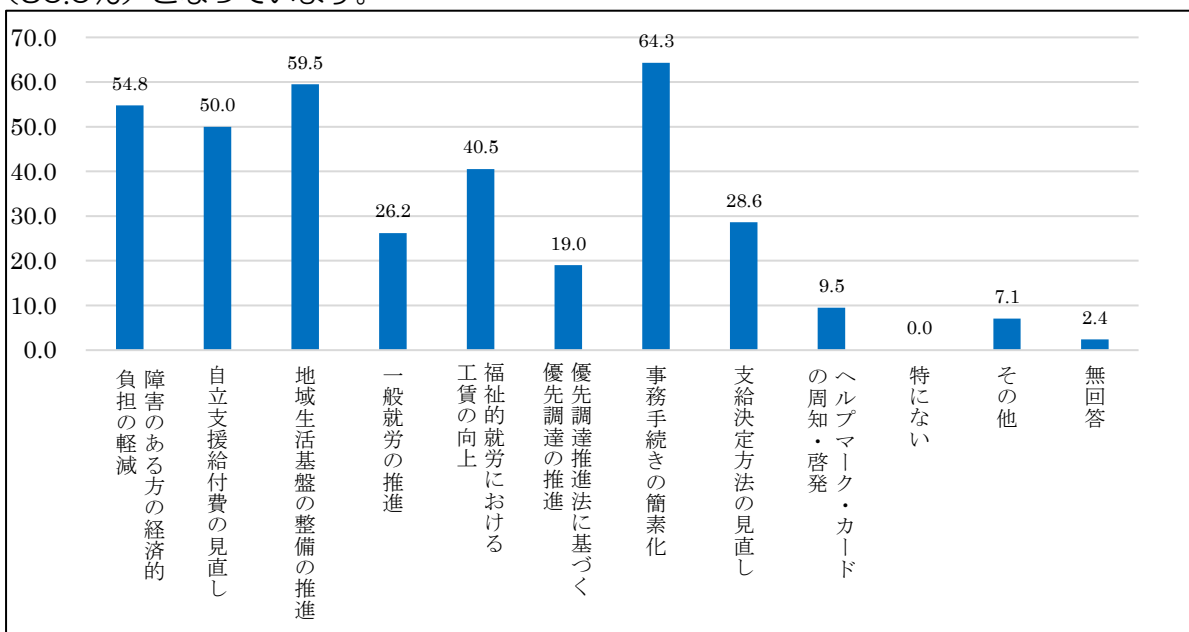
②虐待防止に向けて実施していること

- 「虐待防止マニュアルやチェックリストを作成している」、「職員に対する虐待防止に関する研修や学習を実施している」、「虐待防止に関する責任者を定めている」が約9割以上となっています。



③今後の障害福祉施策に期待していること

- 「事務手続きの簡素化」(64.3%) が最も多く、次いで「地域生活基盤の整備の推進」(59.5%)、「障害のある方の経済的負担の軽減」(54.8%)、「自立支援給付費の見直し」(50.0%) となっています。



第3節 障害福祉団体アンケート調査

1 調査目的

昭島市障害者プラン策定の基礎資料とするため、障害福祉団体の事業状況や今後の事業展開、福祉に対する意見や要望を把握し、今後の障害福祉施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者：昭島市内の障害福祉団体（9団体（配布数9））
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：令和4年11月2日～11月18日

3 調査内容（項目）

①団体の概要	6問
②障害福祉施策	8問
③自由意見	1問
合 計	15問

4 回収結果

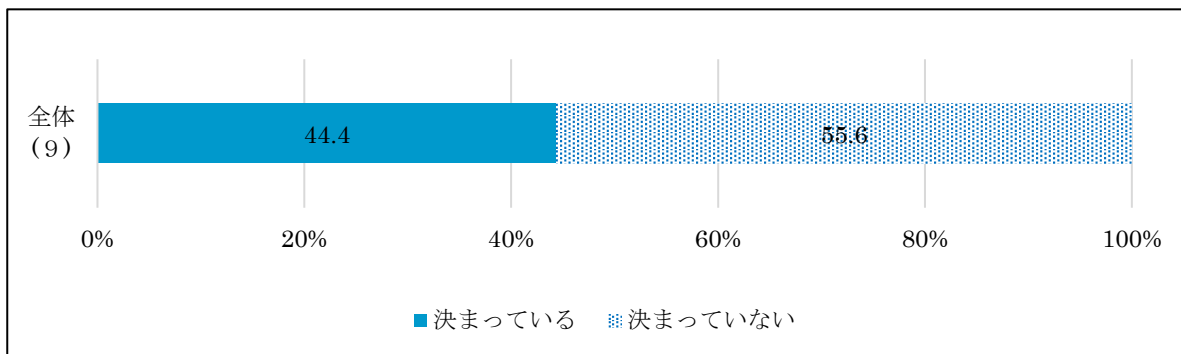
配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
9	9	100.0%

5 調査結果のまとめ

(1) 団体の概要について

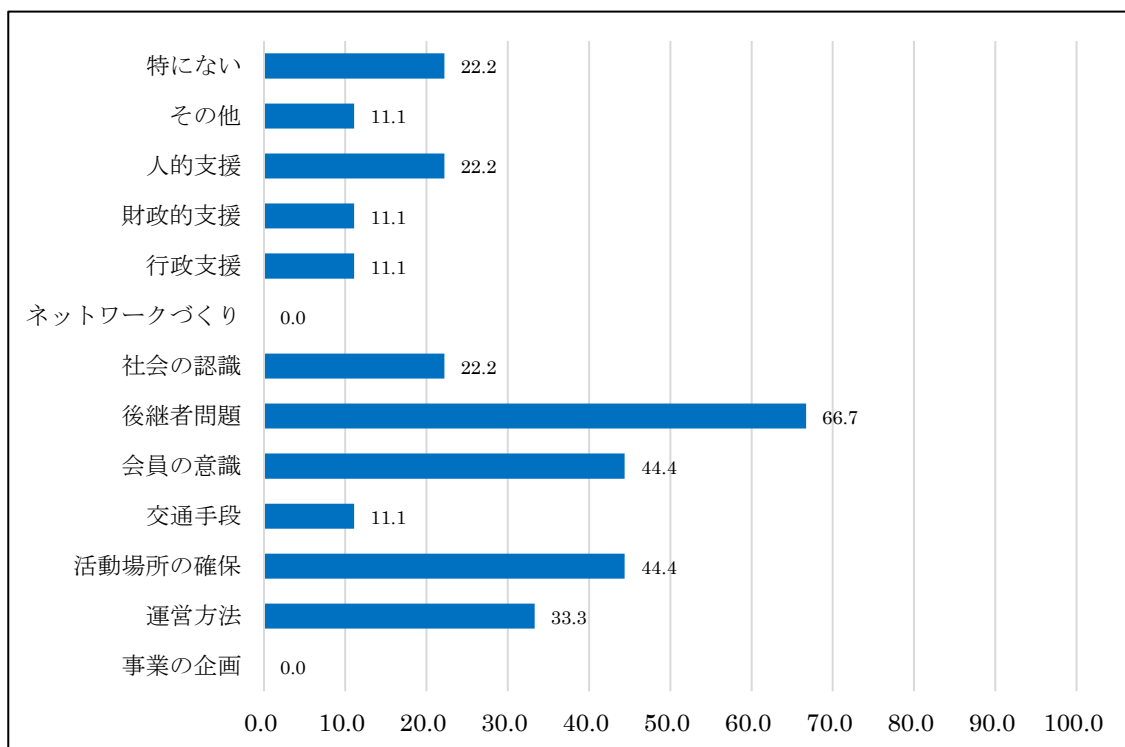
① 主な活動場所

- 「決まっていない」(55.6%) が5割以上となっています。



② 活動する上で困っていること

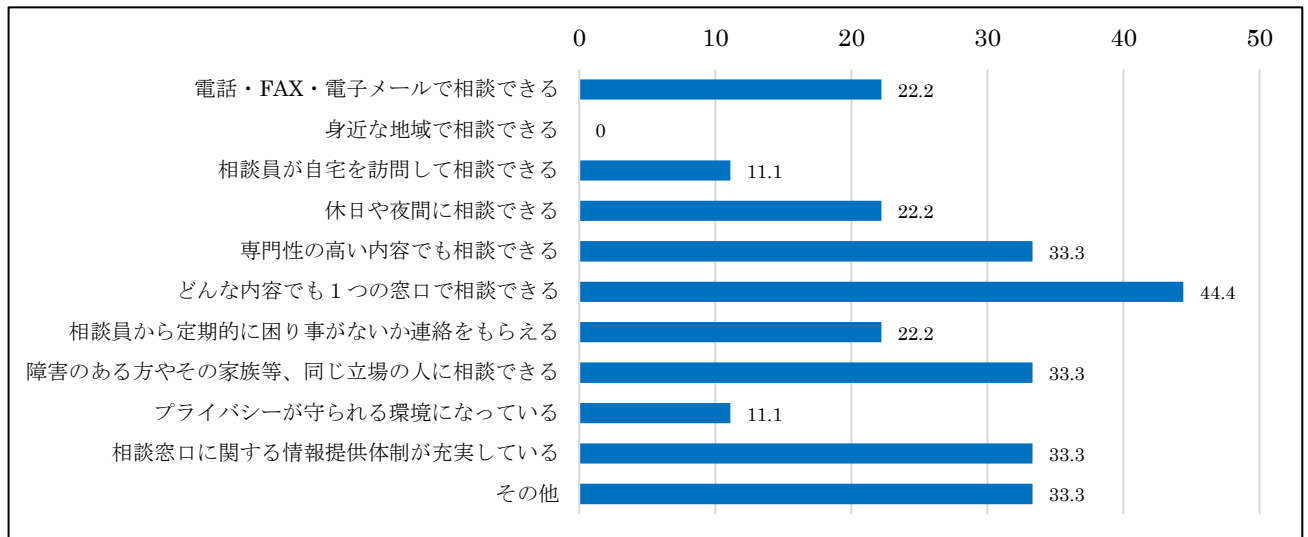
- 「後継者問題」(66.7%) が最も多く、次いで「会員の意識」、「活動場所の確保」(44.4%)、「運営方法」(33.3%) となっています。



(2) 障害福祉施策について

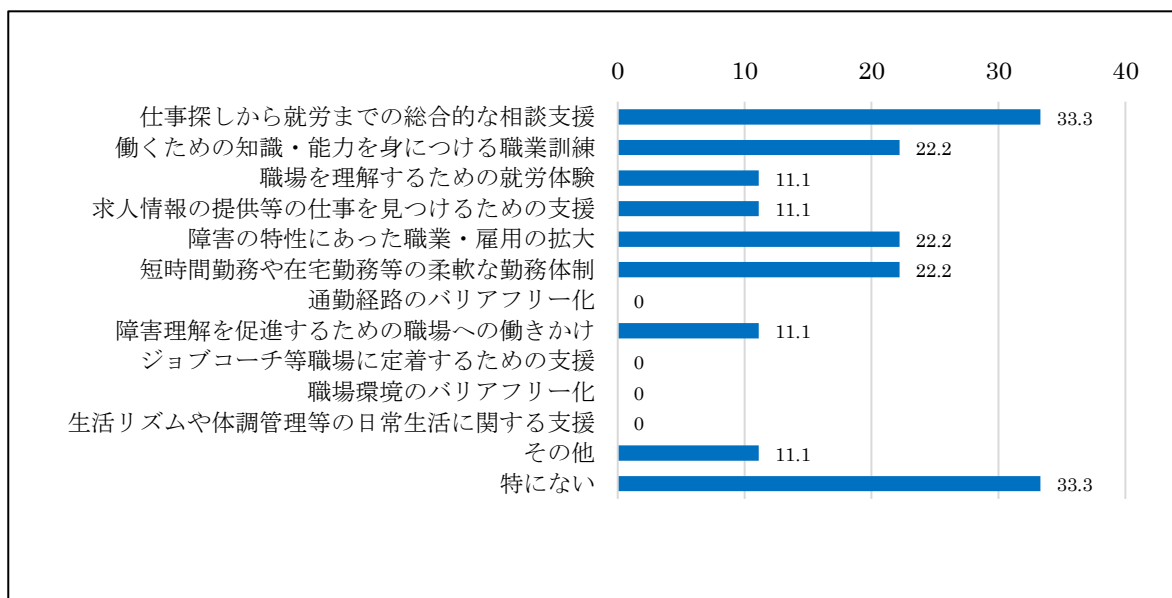
①気軽に相談窓口を利用するために必要なこと

- 「どんな内容でも1つの窓口で相談できる」(44.4%)が最も多く、次いで「専門性の高い内容でも相談できる」、「障害のある方やその家族等、同じ立場の方に相談できる」、「相談窓口に関する情報提供体制が充実している」、「その他」(33.3%)となっています。



②障害のある方が働くために必要なこと

- 「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」、「特にない」(33.3%)が最も多く、次いで、「働くための知識・能力を身につける職業訓練」、「障害の特性にあった職業・雇用の拡大」、「短時間勤務や在宅勤務等の柔軟な勤務体制」(22.2%)となっています。



第4節 アンケート調査に関するヒアリング結果

1 目的

障害福祉サービス事業所、障害福祉団体アンケート調査の回答内容を補完することを目的として、ヒアリングを実施しました。

2 方法

- ・対象者：昭島市内の障害福祉サービス事業所、障害福祉団体
- ・方法：書面によるヒアリング
- ・期間：令和4年11月2日～11月18日

3 ヒアリング内容

- ①事業所として抱えている課題
- ②アンケートの設問に関してのご意見
- ③市の福祉施策についての意見や要望

4 ヒアリング結果のまとめ

ヒアリングにおける主な内容は、次のとおりです。

《人手に関すること》

- ・ヘルパー不足。人材不足や職員の高齢化、後継者の補填等のため、求人活動を行っても応募がない。
- ・利用者のニーズにこたえるための人材の確保が困難。
- ・さまざまな障害がある方の利用や高齢化などの個別対応が必要なケースの対応が増えており、人員の確保が必要であり、人材育成が課題となっている。
- ・ヘルパー不足や職員の高齢化が深刻であり、新規利用の希望や利用時間の増加などの相談が多くあるが、人手が足りないため利用を限らせてもらうなど、希望に添えないことが多い。
- ・職員の基礎知識向上のための都の無料研修の受講の機会が申し込んでも受講できない。他の研修を受講する費用の補助制度等の検討をして欲しい。

《資金・サービス単価に関すること》

- ・収入が不安定のため、運営資金の調達や建物、設備等の修繕費用や整備費用の確保が困難。
- ・最低賃金が年々上がり、交通費や手当等の経費を計上すると、現在の報酬単価では厳しい。
- ・移動支援事業でも時間数や時間帯によっては交通費をつけると運営が厳しい。
- ・各種加算要件が複雑であり、毎年、一部改正等の対応は必要で負担感が大きい。

《活動場所に関すること》

- 建物の老朽化などでグループホームの移転先や増設などの物件や建設用地を探すことが難しい。
- 活動場所の予約が取れにくい。

《就労機会に関すること》

- 工賃アップを目指し作業や開所日数を増やすなどの対策を取っているが、利用者にとって負担がかかり欠席等が増えるなどの悪循環に陥ってしまう。また、職員へ負担が増加している。
- 就労継続支援B型事業所として平均工賃額を考慮した場合、通年での作業の確保が必要。
- 就労継続支援B型事業所に高い工賃を目指している利用者と日中活動の場として利用している利用者、体調等の理由で通所できない利用者があり、登録者が多いが、通所率、平均工賃が伸びない。利用者の目的に合わせた体制・組織の整備等検討しなければ、今後、新規の受け入れが難しい。

《市の福祉施策に関すること》

- 基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点の整備の方向性を具体的に進めて欲しい。協議会の検討している市内の事業所の得意分野が活かせる「オール昭島」での運営方法の検討。
- 生活支援拠点の整備、特に短期入所や知的障害者の緊急一時保護事業の事業を率先して進めて欲しい。